

広島県薬剤師会誌



2006	隔月発行
No. 202	3 月号

犯罪情報官 速報

広島県警察本部



悪質な電話機等リースの

訪問販売 に注意！

今の電話機は使えなくなleますよ
電話代が安くなleますよ



被害を防止するために

- **玄関に入れない。**
* ドア越しに来訪目的を確認し、必要ないときは玄関に入れない。
- **いらないときは、きっぱり「ノー」と断る。**
* 「いいです。」といった誤解を招くような言葉は使わない。
- **即断即決せず、しっかり考える。**
* 契約する際は、複数業者に見積りを取るなど、じっくりと考えてから契約する。
- **必要なければクーリング・オフする。**
* 訪問販売では、契約書が受け取った日を含めて**8日以内**であれば無条件で解約できる。
* 個人事業者の場合も、営業のためになされた取引は、クーリング・オフすることはできない。
- **困ったときは警察、消費生活センター等に相談する。**

広島県警察本部(082-228-0110)「減らそう犯罪情報官」

広島県警察ホームページ <http://www.police.pref.hiroshima.jp/>



減らそう犯罪

広島県 薬剤師会誌 目次

No.202

介護保険制度の変更について	2
第99回 広島地方社会保険医療協議会 / 広島県医療審議会	5
平成17年度 第4回 日本薬剤師会地方連絡協議会(都道府県会長会)	6
広島県、広島社会保険事務局の共同による保険薬局個別指導	7
日本薬剤師会平成17年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会	8
日本薬剤師会平成17年度試験検査センター技術講習会	9
がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会	12
日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議	13
日本薬剤師会中・四国会長会	14
日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ	15
特集「雪ニモ負ケズ」	16
講演資料ライブラリー	17
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定 会員異動	19
会員紹介㊦	30
行政だより / 支部だより	32
諸団体だより	33
研修だより	34
薬事情報センターのページ	40
お薬相談電話事例集 No.39	44
安全性情報 No.220・No.221	45
検査センターだより	46
告知板	48
書籍等の紹介	49
福利厚生 Wポイントカード加盟店・指定店一覧	51
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

表紙写真 ソテツ(裸子植物・ソテツ科)

九州南部や沖縄に自生する植物です。蘇鉄という名は枯れかかると鉄くぎを幹に打ち付けると蘇るところから来ているようです。赤い種子にはデンプンが含まれますがホルムアルデヒドなどの有毒成分があるため、よく水洗いした後に救荒食料としたと言われます。民間療法で咳止め、通経薬として用いられました。

写真解説：吉本 悟先生(安芸支部)

撮影場所：倉橋町・家老渡

介護保険制度の変更について



常務理事 有村 健二

介護保険制度は5年ごとの制度の見直しが義務づけられています。今回の見直しでは要支援・軽度の要介護者のサービスの見直しが行われます。

主な改正（2006年4月）

1. 予防重視型へ変換
 - ・新予防給付の創設（要支援1・要支援2の創設。地域包括支援センターが実施）
 - ・地域支援事業の創設
2. 施設給付の見直し
 - ・居住費・食費の見直し（食費は保険給付の対象外とする）
3. 新たなサービス体系
 - ・地域密着型サービスの創設
 - ・地域包括支援センターの創設
 - ・居住系サービスの充実
4. サービスの質の確保と向上
 - ・介護サービス情報の開示義務
 - ・事業者制度の見直し（6年更新制度）
 - ・ケアマネジャー資格の更新制（5年）
5. 保険料負担、制度運営の見直し
 - ・保険料の設定変更
 - ・介護認定の見直し
 - ・保険者機能の強化
6. その他
 - ・「痴呆」を「認知症」名称変更
(2005年10月)

新予防給付

現行においては、要支援、要介護1が増加する一方、状態の改善あるいは防止につながっていないということから「新予防給付」が創設された。

その中身は

- (1) 運動機能の向上
- (2) 栄養改善
- (3) 口腔機能の向上

とされています。

我々薬剤師が関わっていくものとして、地域包括支援センターの運営協議会委員、介護予防のための特定高齢者の把握に必要な「基本チェックリスト」を基にした住民サービスが考えられます。薬局薬剤師としては「健康介護まちかど相談」事業に協力し、地域住民の相談の場となるよう努力する必要があります。

介護保険の請求について

居宅療養管理指導「在宅服薬管理指導」では、介護保険が優先することになっています。必ず、患者さんに訪問の了解を求め、訪問管理の計画を立てた上で訪問し、介護保険手帳の提示を求め患者さんが介護認定を受けていれば、医療保険ではなく介護保険（国保）へ請求をして下さい。

基本チェックリスト（厚生労働省案）

No	質 問 事 項	回 答	
		(いづれかに	をお付け下さい)
1	バスや電車で1人で外出していますか	0 . はい	1 . いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0 . はい	1 . いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0 . はい	1 . いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0 . はい	1 . いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0 . はい	1 . いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0 . はい	1 . いいえ
7	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 . はい	1 . いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0 . はい	1 . いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1 . はい	0 . いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1 . はい	0 . いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 . はい	0 . いいえ
12	身長 cm 体重 kg (B M I =)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 . はい	0 . いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 . はい	0 . いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1 . はい	0 . いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0 . はい	1 . いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 . はい	0 . いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1 . はい	0 . いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1 . はい	0 . いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 . はい	0 . いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1 . はい	0 . いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	1 . はい	0 . いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 . はい	0 . いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1 . はい	0 . いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1 . はい	0 . いいえ

- 1～5 主観的 I D A L * 6～10 運動機能向上 11・12 栄養改善
 13～15 口腔機能向上 16・17 閉じこもり予防・支援
 18～20 認知症予防・支援 21～25 うつ予防・支援

* I D A L = 器具を使用した日常生活関連動作

**こんな事に気が付きませんか
気が付いたら地域包括支援センターへ紹介する
ことになります。**

《本人に関するチェック》

急に話をしなくなった
一方的に自分のことばかり話す
尿臭がする
転倒、ケガ、事故にあった
アザやコブができていた
急に顔色が悪くなった
長期間風呂に入っていない様子が見られる
同じものをずっと着ている

《周囲との関わりでチェック》

本人や家族の行動・関係について、話題に挙
がっている事柄がある
（「怒鳴り声が聞こえる」「頻繁に近所をふら
ふら歩いている」など）
知る限りでは、救急車を呼ぶ回数が増えた
お金のことで相談があった
訪問しても中に入れたがらない
近隣に電話を借りに来た
近隣に食事を求めたきた

《家族関係でのチェック》

本人は家族のことになるとふさぎ込むまたは
感情的になる
家族環境が急変した（家族が出て行った、二
人暮らしで何日も同居者が帰ってこない）
子と同居や二世帯（隣にいる）なのに、全く
子と話をしていない様子が見られる
家族が知らない間に、ヘルパー等のサービス
が入っていた

本人が緊急の場合の連絡先を言いたがらない
本人に何かあった時に、対応できる親族の方
がいないようだ
本人が悪徳商法の被害に遭っているようだ
本人は配偶者と死別したばかり

《医療機関のチェックから》

本人に妄想的な訴えが見られる
本人または家族が服薬の管理が出来ていない
本人がいくつもの病院に同じような訴えで受
診している
本人は定期的な受診が必要なにもかかわらず、
定期的な受診していない
家族が薬だけを取りに来ている
本人の状況を家族が詳しく話したがない
家族が本人を連れてきているが診察に同席し
ない
本人が病状説明を理解できないため家族を呼
んでいるが来院しない
受診の際、本人に何らかの介助や付き添いが
必要である

チェック項目の中には、薬に関することも
含まれます。

口渇はくすりの副作用ではありませんか？
ちゃんと説明してあるでしょうか。食欲不振
はどうでしょうか？

転倒・歩行困難、外出困難も副作用ではあ
りませんか？説明してないと薬局の業務が疑
われます。我々薬剤師が「関係ない」と言う
ことがいえるでしょうか。

第99回 広島地方社会保険医療協議会



会 長 前田 泰則

日 時：平成18年1月17日（火）

場 所：広島厚生年金会館

社会保険事業の一環として医療従事者の倫理観（モラル）を問う場面が多々ありますが、今回もその資格者の質を問う案件の審査を医療協議会の中で実施してまいりました。

歯科医師の資格審査でありました。2度目の違反と言うことで全員賛成で保険医の取り消しが決まりました。その内容は、保険請求の付け増し、処方せんを発行していないのに院外処方せん料を請求等々。

医療法の中で資格者としての契約事業（国・組合健保等）はお互いの信頼関係から善意に解釈される事を前提にしています。

しかるに違反を指摘されながら当事者は国と社会保険局を相手に裁判を起こすという事で医療従事者としての倫理観（モラル）が欠如しているのではないかとさえ疑われます。

社会保障審議会医療部会（国）では、医療提供体制に関する意見（概要）で医療法の全体構造の

見直しの中で「現行の施設規制法の性格が強い医療法について、患者の視点に立ったものとなるよう全体的な構造を見直す。」としています。

その中で医療に従事する者の資質の向上として、被処分者に対して再教育の受講を義務づけるとともに、長期の医業停止処分等の見直し、戒告の新設等の見直しを行う。

今後、薬局が医療提供施設に準じるようになり、行政処分に関わる対応がより一層重くなり、薬剤師の資質の向上をより高めていく必要があります。

水面下でのリベ-ト分業、無資格調剤、薬剤師不在、保険点数の付け増し等、当然してはいけないことを見過ごす事のないように会員の諸先生方には特にお願ひ申し上げます。

薬剤師もこれからはより一層心して患者さんの目線をお忘れなく。

広島県医療審議会

会 長 前田 泰則

日 時：平成18年2月7日（火）

場 所：県庁北館

午後3時から広島県庁北館にて開催されました広島県医療審議会は広島県医療計画の5ヶ年計画の見直し等も含めて報告事項と協議事項を十分に審議させていただきました。

広島県医療計画の骨子は地域医療対策協議会に連携しその中心的な骨格をなすものであります。従って中山間地域の医療人の不足やがん治療等に関わる問題から国の施策を如何に具体化するか等の審議内容にも話が広がっていきます。

特に、医療事故等による医師・歯科医師・薬剤師の再教育の問題、行政処置の問題等、平成20年に向けての医療法の改定に伴う国の施策がそのまま県レベルに具体的な医療対策に盛り込まれる事になります。例えば、小児科及び産科・婦人科等の受診減少と負担解消の為に今後如何にするかという中に、4～5人の医師（小児科・産婦人科等）

が一カ所に集中して診察し時間差等をお互いに融通して地域医療に貢献しようという案がでています。そうすると距離的な不備が生じるという質問が出ましたが、医師不足等を勘案して長期に対応しようとするれば最善の策とは言えないがより良い方法としてご理解いただきたいという回答でありました。

少子高齢化現象による人口構成が団塊の世代の高年齢化によって頭でっかちになりつつある現在、早期に医療体制を組み換えなければ今後の地域医療への負担はますます増加する一途ではないでしょうか？都会からのUターン現象が一長一短の結果をもたらす過渡的な混乱を引き起こさないように注意が必要です。

そのための今後5ヶ年の地域医療対策協議会による見直しが急がれるところです。

平成17年度 第4回 日本薬剤師会地方連絡協議会(都道府県会長会)



会長 前田 泰則

日 時：平成18年1月18日(水)

場 所：東京・長井記念館

議 題

・ 報告

第1号 会務報告(平成17年10月~12月)

第2号 日薬を巡る最近の動きについて

平成18年度診療報酬改定について全体改定率

	概ね	3.2%
診療報酬改定(本体)改定率	概ね	1.4%
	(1.36%)
各科改定率 医科		1.50%
歯科		1.50%
調剤		0.60%
薬価改定等 改定率		1.80%
薬価改定		1.60%
	(薬価ベース	6.7%)

全体の改定率を見ましてもこれまで最大の引き下げとなります。平成18年4月以降にこの改定率が保険薬局経営の悪化に繋がらなければ良いかと懸念する次第です。

今後毎年のように診療報酬の改定がなされるとすれば、マイナス改定の積み上げに対して薬剤師の医療制度の中で患者さんへの安全・安心を確保しにくくなります。

医療提供施設・医療機関等々に薬局が指定され、期待されるからには何がしかの責任を我々薬剤師がしっかりと背負う覚悟が必要です。

調剤業務現状の厳しさと相まって、次は一般用医薬品のリスク分類による影響です。

厚生科学審議会・医薬品販売制度改正検討部会を平成16年5月に設置し、同年10月に同部会の下に「医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関する専門委員会」において、一年半にわたり、精力的に検討を重ねてきました。最近、国民の健康意識の高まり、医薬分業の進展等、一般用医薬品を取り巻く環境が大きく変化しています。

特に医薬品販売については昭和35年に制定された薬事法においては、薬剤師等の店舗への配置により情報提供を行うことを求めています。現実には薬剤師等が不在であったり、薬剤師がいても情報提供が必ずしも十分に行われていないなどの

実態があります。

また、薬学教育6年制の導入に伴い、薬剤師の専門性が一層高まることが考えられます。このような背景の下に、今回のリスク分類による3段階に分けて医薬品販売を実施するように取り決められました。これには、対面販売の原則があり、適切な情報提供と適切な相談応需が必要とされています。

以上を前向きに受け止めるとしても、処方せん調剤以外の薬剤師の一般用医薬品への関わりが徐々に減少するのではないだろうか懸念しています。

そのような中で、今一度認識していただきたいのは、開局薬剤師の技術としての武器を工夫して使わない手はありません。

処方せん調剤・一般用医薬品販売・薬局製剤等は我々薬剤師の専売特許であります。

医薬品のリスクによる分類(日薬雑誌2006年2月号P35 リスク分類参照)は、考えようによっては、薬局製剤の原料として使用している物ばかりですから薬局専売品として薬局製剤を活用して見ては如何でしょうか?!但し、これも一朝一夕には実現可能ではありません。地道な患者さんへのアピールと根気が必要です。薬局経営の3本柱の一本としてお考えいただければと思います。

例えば、医師の世界には内科・外科・整形外科・耳鼻科・小児科・産婦人科等々医療の中に専門科に分かれて資格の差別化をして共存しています。薬局がその専門の医科に付随するという事ではなく薬局薬剤師もその専門性を発揮しては如何でしょうか?

薬剤師を巡る環境がより一層厳しくなるとしても、それぞれの知恵を絞って生き残り策をしっかりと構築して道を切り開いて行かなければなりません。昔から、「商いは飽きないでする事。」と言われますが、我々薬局経営も患者さんへのサービス業としてその特徴を出して頑張っていたきたいと思っています。今年の地方連絡協議会に出席して改めて今後の業界の厳しさを感じた次第です。

広島県、広島社会保険事務局の共同による保険薬局個別指導



副会長 豊見 雅文

日 時：平成18年1月19日（木）

場 所：KKR広島

2006年1月19日（木）KKR広島にて、広島社会保険事務局と広島県による保険薬局の個別指導が実施された。この個別指導に重森常務理事と共に立ち会ったので、その際の指摘事項について報告する。

今回、個別指導の対象薬局とされたのは、会計検査院から、社会保険事務局に指摘があった薬局が中心である。

会計検査院に指摘された事項は、二点に集約される。

まず、要支援を含む、介護保険の支給対象者に対する訪問薬剤管理指導を、医療保険に請求している薬局。訪問薬剤管理指導を行う場合、必ず患者等に確認をして、介護保険の認定患者の場合は、介護保険に居宅療養管理指導として、請求しなくてはならない。医療保険に在宅患者訪問薬剤管理指導として請求していた場合、医療保険に返還した上で、改めて介護保険に請求するということになる。

もう一点は、特別指導加算である。会計検査院は薬歴は調べていない。薬局から出されたレセプトを点検し、ほとんど全ての処方せん受付に対して、特別指導加算を算定している薬局が指導対象として選定された。

個別指導では、まず出席者の紹介に続いて、事務的な部分での調査・指導が行われる。毎回のことはあるが、保険薬剤師の異動が届けられていない場合が多く、社会保険事務局の登録データと実際の薬剤師に差異が見られた。至急、異動届を提出するように指導された。休日夜間の対応について、連絡先が、店内にも店外にも、薬袋にも表示されていないことが指摘された。また、過誤請求の原因に、保険情報の間違いが多いことが指摘された。この件について、処方せん発行医療機関の責任も大きいですが、薬局内に「保険が変更になった場合は、お知らせ下さい」等掲示することで、ある程度は防止できると指摘された。

薬歴と処方せんを精査しながらの指導では、全ての処方せんに管理薬剤師の氏名が記名捺印されており、実際に調剤・服薬指導した薬剤師が、記名・捺印、あるいは署名していないことが指摘された。処方・調剤内容に関して、これも毎回指摘されることではあるが、酸化マグネシウムの過量投与に対して、疑義照会がなされていないこと、薬剤の処方内容により、禁忌例への使用が疑われる薬剤があるにもかかわらず、疑義照会が為されていない事などが指摘された。ある薬局ではほぼ全ての患者に、特別指導加算を算定しながら、全く要件を満たす記録が取られていないこと、1ヶ月毎の見直しもされていないことが指摘された。訪問薬剤管理指導の対象者に、介護保険について調査しておらず、要介護・要支援かどうかを調べないまま、医療保険に請求している。また、訪問薬剤管理指導の結果を、1ヶ月分まとめて医師に報告していた。この報告は、原則として指導実施毎にしなければならないことが指摘された。

この他にも、自己負担のない患者に対して選択的に可能な限りの加算を算定している。近隣の医師に対して特別指導加算や薬剤情報提供料1を算定している。基準調剤1を算定していながら、その要件を満たしていない。等々の指摘を受けた薬局もある。

最終的に、ある薬局では開局から前月分までの2年以上にわたる特別指導加算は、全て返還すること。直近1年間の介護保険認定患者に対する訪問薬剤管理指導料を返還することが決定された。その他の薬局も直近1年間の特別指導加算は、自己点検の上、返還することが求められた。

保険薬剤師は、医療保険の請求に係わる基本的な要件を再度ご確認いただきたい。また、介護保険制度が施行されて5年、介護保険制度の請求について再度確認し、適正な請求に努めていただくようお願いする。

日本薬剤師会平成17年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会



常務理事 増田 和彦

日 時：平成18年1月20日（金）

場 所：東京・日本薬剤師会会議室

日薬事務所が渋谷から四谷に引っ越しをした後初めて行くことになりました。

丸ノ内線四谷3丁目下車し「(社)日本薬剤師会」の看板を目標に歩いたが見あたらない。地図からしてどう見ても「MIZUHO銀行」のあたりだが分からない...

向井先生が出迎えてくれていたので、やっとたどり着くことができました。

できれば外から見てわかりやすいように表示してほしいものです。

この会議には、薬事情報センターの原田修江先生と私が出席しました。

石井専務理事の挨拶では、

4月より薬学教育6年制のスタートにあたり、90%の大学が6年制10%は4年制でスタート。

医療法に医療提供施設として近く薬局が明記されること。

4月の調剤報酬改定について

- ・調剤報酬マイナス0.6%

調剤基本料39点はプラス

49点はマイナス

- ・長期投与の調剤料は変化するのでは？
- ・薬剤情報提供料は合理化される。

などのいちばん新しい情報を伝えていただきました。

原理事からは、医療関連のIT化の現状と医療情報の活用やIT化を含めた医療情報関連の現状と日薬の施策について、

- ・インターネットを利用した情報伝達
- ・全会員にインターネット利用のためのIDを発

行。(会員管理システムと連動)

- ・IP電話の導入。
- ・インターネットテレビ会議 検討中。
- ・基盤整備...2次元バーコードの対応

などをあげた報告がありました。

日薬DEM担当委員からは、平成16年度DEM事業の報告と17年度事業についての説明がありましたが、2月に実施される「HMG-CoA還元酵素阻害剤」についても多くの方の協力をお願いいたします。

今回からは、報告をすべてインターネットで行うとのことです。

DI委員会副委員長の久保田先生から「薬事情報センター運営に関するビジョン」の概説が説明されました。

スモールグループディスカッションでは、8グループに分かれ、「情報の収集」「情報の保管管理」「情報の評価」「情報の提供」の4つのテーマに関してディスカッションと発表をしました。

私は、「情報の保管管理」の進行役を務めました。ディスカッションの中で、実務担当者の方から「情報提供は他力本願の集大成だ!」といわれた中で、広島の薬事情報センターのHPをよく利用している。本当に助かっている。と褒められたことが嬉しくてたまりませんでした。

このあとディスカッションの内容は各グループごとにまとめられ、持ち時間各5分で発表しました。

薬事情報センターの全国研修会として新しい試みを取り入れた研修会は大変有意義な結果となり、最後に秋葉副会長の挨拶で閉会となりました。



日本薬剤師会平成17年度試験検査センター技術講習会

日 時：平成17年12月15日（木）・16日（金）

場 所：東京・長井記念ホール

第1日目（環境衛生関係）

有助 美奈子



はじめに、日本薬剤師会 工藤義房副会長より挨拶があり、その中で大学薬学部の6年生制度など今後の薬剤師のあり方について話があった。

「アスベストの人体に及ぼす影響およびその試験検査について」

岡山労災病院 呼吸器科部長 玄馬 顕一 先生
石綿は竹取物語の時代からあったと言われ、蛇紋石族のクリソタイル（白石綿）、繊維状の角閃石族であるアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）などの種類がある。また耐熱性に優れ、安価なことから建造物材料の約70%で使用されてきた。

石綿による疾病には石綿肺、原発性肺癌、胸膜・腹膜の中皮腫に加え、平成15年度の改正で認められることになった心膜・精巣鞘膜の中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚があり、石綿曝露にはアスベストのファイバーに鉄のタンパクが結合してできた石綿小体と胸膜ブランクの医学的所見が挙げられる。

アスベストが原因となる原発性肺癌や中皮腫の認定は、従事期間が原発性肺癌の場合で10年以上、中皮腫の場合で1年以上あり、胸部X線検査などで胸膜ブランク、肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められることなどが必要条件とされ、発症までに時間がかかるためアスベストが原因によるものが認定することが難しい。しかし、中皮腫の8割がアスベストが原因であると言われ、また喫煙による相乗効果により肺癌になるリスクは50倍になると言われている。

「水道水質基準とその検査方法改正、農業など水質管理目標設定項目の検査法等について」

国立医薬品食品衛生研究所 環境衛生化学部
第三室長 西村 哲治 先生

水質基準の改正にともない、平成14年7月22日より水質試験法が告示で示されることになった。

水質検査の技術進歩は著しく、水質検査を合理的にするため複数の物質を同時に測定できる一斉分析法の採用を優先することを基本とした。また、告示された方法以外でも、同等以上の方法と認められる検査方法については、積極的に公定検査法に認められるための柔軟なシステムを構築することを提言している。このことは今後水質検査をより正確で合理性のあるものに変えていくと思われる。

「遺伝子組み換え食品の試験検査について」

東京都健康安全研究センター 食品化学部
主任研究員 門間 公夫 先生

大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、なたねなど遺伝子組み換え表示対象の農作物を含む遺伝子組み換え食品は安全性を審査する必要がある。これらの遺伝子組み換え食品の検査法には、定性試験として現場で簡単にできる試験紙法であるラテラルフロー法、定性PCR法などがあり、定量試験としてELISA法、Real-TimePCR法などが挙げられる。しかし、PCR法では試験可能な食品に一定の条件があり、加温、加圧等によってDNAが断片化する加工食品は試験不可能な場合もある。

「アスベストの分析方法について」

(財)千葉県薬剤師会検査センター
技師 齋藤 浩一 先生

アスベストは検査試料によって分析方法が異なり、水道浄水が対象となる水質試料の場合は走査型電子顕微鏡（SEM）による形態観察および計数エネルギー分散型X線分析装置による組成分析を行う。吹付け材、保温材、形成材が対象となる

建設材料の場合は位相差顕微鏡による形態観察および計数（分散染色法）×線回折分析装置による定性及び定量分析を行う。また大気環境、作業環境、室内環境を対象とする空気試料の場合は位相差顕微鏡による形態観察および計数を行う。

また建設材料の試料の採取には、防塵マスクや使い捨て防じん衣の着用などの採取作業者の暴露防止、採取場所周辺への飛散防止に注意しなければならない。

環境衛生委員会報告

「生活環境水域中の医薬品調査」他

日本薬剤師会 環境衛生委員会
副委員長 土屋 悦輝 先生

医薬品が人体からの排泄や残薬の破棄などにより、生活環境水域（河川水や下水処理場放流水等）に残留し人体への影響や生態系などへの影響を調査する事を目的としている。

医薬品が残留している状態で放流された水は、やがて飲料水等になるため人体に何らかの影響を起こす恐れがあり、また薬剤耐性菌の発生などの影響がでる可能性も考えられている。今回は環境水域中から検出頻度の高いカルバマゼピン及びイブプロフェンが対象物質とされた。結果、カルバマゼピンでは下水処理場での活性汚泥処理、生物膜処理では殆ど分解除去できず、イブプロフェンでは下水処理による約90%が分解され、放流水中にはイブプロフェン6%、ヒドロキシイブプロフェン53%、カルボキシイブプロフェン0.2%が検出された報告がある。この調査は平成17年～平成19年度まで継続されデータを収集している状況である。

第2日目（医薬品試験関係）

後藤 佳恵



生物学的同等性への行政への対応と課題について、行政の立場からの講義があった。生物学的同等性に対する行政の対応は1971年後発医薬品に対する動物比較試験からはじまる。1980年の試験法改正をふまえ個人間の血中濃度差が大きいことから、1997年に後発医

薬品の生物学的同等性試験ガイドラインが発行され溶出試験が導入された。そして今後の課題は生物学的同等性より一歩先の治療学的同等性である。

次に第十五改正日本薬局方改正について、全体的な講義があった。平成18年4月施行される第十五改正日本薬局方は日本薬局方作成方針「5本の柱」を中心に今回大幅な改定が行われる予定。

- (1) 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化
局方への収載意義及び基準の明確化、構成の見直し、日本薬局方外医薬品規格や医薬品添加物規格等の他の規格集の有効活用
- (2) 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
医薬品の安全性に係る情報が得られた場合や薬局方検討会議（PDG）等における国際調和がなされた場合等には、従来の大改正や追補以外にも部分改正を実施
- (3) 国際調和の推進（欧州薬局方E P及び米国薬局方U S Pとの）
特に医薬品添加物及び一般試験法の国際調和の推進
- (4) 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
インターネット上での公開、分かりやすい日本薬局方の策定（分かりやすい文言等の考案）
- (5) 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の促進
通則、製剤総則、一般試験法の改正、医薬品各条、標準品の整備

今回行われる大幅な改正において、中でも気になるのが局方の構成の変更と日本名の改正である。十四局までの構成は、第一部は主として、繁用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤、第二部は主として混合製剤及びその原薬たる医薬品を収めることとされていたが、十五局の構成については、現在の医薬品開発の状況に鑑み、また日本薬局方利用者の利便性向上に資する観点から、化学薬品等、生物薬品及び生薬に三分類し、各分類における医薬品各条の収載順序は原則五十音順に、ということであった。

また医薬品各条において399品目の日本名を改名する、これにより薬効の本質成分が一般名の最

初に書き表され、本質成分がより明確になり、英名の表記とも整合し、医薬品が塩が、エステルかの区別が明瞭になる。十四局での正名は十五局の日本名別名として残る。例えば、酪酸ヒドロコルチゾン ヒドロコルチゾン酪酸エステルとなる。

次に後発医薬品の製品開発から製造までの講義では、後発医薬品をつくる側の立場での講義があった。後発品は先発品（標準製剤）の溶出挙動に合わせてつくられるが、もしその先発品が先発品の中でも溶出曲線の集束から外れ気味のものだったら、後発品全体の溶出挙動が外れ気味になってしまうことや、再評価までに時間がかかっていたことの苦労話を交えながら、後発品の製造管理・品質管理において自分たちがつくっている後発品の製品品質を保証する旨を述べられた。

平成17年度の医薬品全国統一試験はバクシダール錠（100mg）について溶出試験と定量試験と質量確認試験が実施された。当検査センターは吸光度計を使用した定量試験と質量確認試験におい

て、両方とも範囲内であった。質量確認試験は各センターにおいてばらつきができるのは、標準品等の計り間違いがあるのではと天秤の精度の試験を行ったが、誤差はあまり無いことが実証された。

午後からは7県のセンターの研究発表があった。中でも東京都薬剤師会衛生試験所の発表で溶出試験のピロキシカムカプセルの試験において、試験法にはシンカー使用の記載が無いため、シンカーの有無が溶出率にどれだけ影響するかという試験をされていた。結果はシンカーがある方が溶出率は低く、規定値以下のものもあった。他のカプセル剤にはシンカーを用いると記載のあるものもあり、試験法と規格をより詳細にすべきとの意見だった。in vitroでこれだけ違いが出てくるといことは、in vivoでは多様な要素が重なることで血中濃度はより複雑な反応を示す事を改めて認識し、午前中の溶出試験の講義とあいまって今後の検討課題は益々多く多岐にわたると感じました。

財団法人 日本薬剤師研修センター 生涯教育ビデオライブラリー

無料貸出
ただし、送料は個人負担となります

Vol.45 チーム医療における薬剤師の役割

■監修 指導 磯崎 泰介 聖隷浜松病院 腎センター長 NSTチエアマン 武立 啓子 東京女子医科大学 薬学部 副部長

医療スタッフが、専門知識を生かし、よりよい医療を提供するためにチーム医療の推進が求められています。このビデオでは、薬剤師がチームスタッフとの連携をとりながら薬の専門家の立場から情報提供、意見交換を行っている臨床の現場を紹介してゆきます。 (時間:約18分)

ライブラリー(既刊)シリーズタイトル

- Vol. 1 老化と薬物療法 Part I 薬物の吸収と分布
- Vol. 2 老化と薬物療法 Part II 薬物の代謝と排泄
- Vol. 3 医薬品情報の検索方法 一枚の添付文書から
- Vol. 4 高血圧 なぜ血圧は上がるのか?
- Vol. 5 肝炎をめくって
- Vol. 6 インターフェロン
- Vol. 7 肥満と薬剤 治療すべき肥満とは
- Vol. 8 MRSA感染症 発症機序と正しい理解のために
- Vol. 9 パーキンソン病
- Vol. 10 てんかんと発作
- Vol. 11 レセプターメカニズム
- Vol. 12 甲状腺機能亢進症
- Vol. 13 かかりつけ薬局の役割
- Vol. 14 花粉症の治療 薬物療法を中心として
- Vol. 15 糖尿病と薬物療法
- Vol. 16 高齢者への与薬と処方の実際
- Vol. 17 骨粗鬆症の薬物療法
- Vol. 18 妊娠と薬
- Vol. 19 高齢者の尿失禁
- Vol. 20 薬剤師法25条の2 新設と薬剤師の法的責任
- Vol. 21 薬剤師のコミュニケーション
- Vol. 22 抗菌剤の現状と問題点
- Vol. 23 薬物相互作用 なぜ起きる?どう防ぐ?
- Vol. 24 更年期における症状・障害と治療
- Vol. 25 急性中毒と薬剤師
- Vol. 26 アレルギー性炎症 免疫反応と治療
- Vol. 27 痙攣のメカニズムと薬物療法
- Vol. 28 服薬時間と体内動態
- Vol. 29 PEM (処方イベントモニタリング)と薬剤師の関わり
- Vol. 30 日本動脈硬化学会高脂血症治療ガイド ラインからみた高脂血症の診断と治療
- Vol. 31 消化性潰瘍の治療とQOL
- Vol. 32 介護保険と薬剤師
- Vol. 33 健康日本21と薬剤師
- Vol. 34 生活習慣病
- Vol. 35 耐性結核菌の増加と最新の薬物治療
- Vol. 36 調剤選限と薬剤師 事故発生時の対応の仕方
- Vol. 37 CD-ROM版 グノム創薬と21世紀の医療
- Vol. 38 うつ病患者の服薬指導
- Vol. 39 TDMの重要性と意義
- Vol. 40 インフルエンザ
- Vol. 41 人獣共通感染症
- Vol. 42 健康食品と健康被害
- Vol. 43 オビイデオロテーション
- Vol. 44 災害医療における薬剤師の役割

プログラム委員会

- 委員長 矢崎 義雄 独立行政法人 国立病院機構 理事長
- 委員 西垣 克 静岡県立大学 学長
- 委員 平野 公展 東京都病院薬剤師会 会長
- 委員 漆畑 稔 日本薬剤師会 副会長

- 監修: 財団法人 日本薬剤師研修センター
- 協賛: 日本イーライリリー株式会社
- 制作: 株式会社マクキヤン・ヘルスケア
- 後援: 社団法人 日本薬剤師会 / 社団法人 日本病院薬剤師会

*本ビデオライブラリーは日本薬剤師研修センターによる研修認定薬剤師制度の教材です。ぜひご利用ください。

申込方法

ハガキまたはFAXにて貸出希望ビデオタイトル、氏名、役職、施設名、住所、電話番号を明記の上、下記宛で送付ください。(郵送までに期間の余裕をみておいてください)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番20号 虎ノ門19MTビル3階
財団法人 日本薬剤師研修センター ビデオ係
TEL. 03 (5251) 9951/FAX. 03 (3592) 1665
または、〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
日本イーライリリー株式会社 船木 十糸子
TEL. 078 (242) 4020/FAX. 078 (242) 9169

がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会



広島県福祉保健部薬務室 森木 智男

日 時：平成18年1月21日（土）

場 所：広島県健康福祉センター

去る1月21日に上記の講習会が財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの主催により開催されました。

この講習会は、医療関係者を対象にがん疼痛に対するモルヒネ等オピオイドの適正な使用の普及を図ることを目的とし、平成7年度から全国で開催されているものです。

今年度は、大阪をメイン会場とし、札幌、金沢など全国9都市で開催され、広島では平成8年以来9年ぶりの開催となりました。

当日は、寒い中、また休日にもかかわらず、多くの薬剤師の方に集まっていたいただき大変うれしく思いました。

講演は、武田文和埼玉医科大学客員教授からオピオイドについての総論的な、前J A広島総合病院薬剤部の松浦麻里子先生からは各論での話があり、病院や薬局で従事される薬剤師の方にとって、大変、参考になる内容の有意義な講習だったと思います。

私は医療用麻薬についての法規制を中心にお話させていただきました。

WHO方式がん疼痛治療法の普及により、近年我が国でのオピオイドの使用量は増加していますが、増加した現在でさえ、1日1人当たりのオピオイド使用量は欧米諸国の数分の一程度と少なく、日本は先進国の中ではがんの疼痛治療の成績

が悪い国だと言われています。

この原因としては、オピオイドが法律上麻薬に指定されており、取扱いが煩雑であることや、オピオイドを使用することにより、患者さんが麻薬中毒になるといった誤解が原因ではないかと思えます。

オピオイドは、非常に優れた鎮痛薬であり、がんの疼痛緩和に不可欠であり、正しい知識の普及が、オピオイド使用量の増加につながるものだと思います。

最後に事前に寄せられた質問や会場からの質問など多くの質問に対し、本家好文広島県緩和ケア支援センター長がコーディネーターとなり、各演者が意見を述べました。

また、高橋厚生労働省薬事専門官も当日出席されており、院内でのオピオイドの管理のあり方などについても議論をいたしました。

私たちは患者さんの痛みを第一に考えなければいけません。

少しでも患者さんが痛みをがまんしなくてすむようにするため、病棟での麻薬の管理のあり方については、現行法令上可能な範囲で規制を見直す必要があると思います。

今回の講習会がオピオイドの適正使用につながり、一人でも多くの患者さんが痛みから解放されることを願っています。

選挙管理委員会を開催

去る2月14日（土）に選挙管理委員会が開催され、委員長に檜井義彦氏（安佐支部）、副委員長に作田利一氏（福山支部）を互選し、来る3月21日に開催される第35回広島県薬剤師会通常代議員会において執行される広島県薬剤師会長、同監査委員2名、日本薬剤師会代議員4名、同予備代議員4名の選挙について協議がありました。

この選挙の執行については、47頁の告示のとおり決定いたしました。

日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議



日薬代議員 増田 和彦

日 時：平成18年1月28日（金）・29日（土）

場 所：島根県出雲市

景気回復の兆しが見える中、偽装建築問題、ライブドアショックなど信じ難い事件が発覚。

日薬では、100回目の代議員会が開催されようとしている。今年、日薬は役員改選の年でもあり、中西会長はすでに立候補を表明し、副会長においては噂によると選挙になる模様だ。

今回のブロック会議は、当番県である柚木捷島根県薬会長の挨拶で始まった。

この会議の冒頭で、日薬副会長選に向けて現在候補者3名の推薦者が来賓として参加され候補者推薦の挨拶をされた。

秋葉現副会長が辞任を表明されているので、薬学教育6年制がスタートする春からは、新しい日薬の風が吹きそうだ。

この会議の一番重要な課題は、ブロック代表質問のとりまとめであり、ブロック代表質問者は、鳥取県の代議員が代表質問することとなったが、各県から出てきた質問に、同席した藤井基之議員

の参考意見を加えながらとりまとめが行われた。その内容に関しては、

- * 薬剤師の職場拡大
- * IT化と処方せん複写
- * 後発品と検査センター
- * 組織強化と会員拡充
- * 終末医療の在宅化と麻薬、向精神薬取締法
- * 医療費の抑制策とリフィル処方せん
- * 医学教育と調剤過誤
- * 日薬組織とシンクタンク

などである。

質問時間は20分と限られているので、その項目数が多いのが気にかかることだが、現在の薬剤師の立場を考えると、鳥取県の代議員の巧みな質問を期待するところだ。

また、日薬ブロック理事には前田泰則現理事（広島県薬会長）が推薦されることとなった。



会議風景



同席した藤井基之議員他

日本薬剤師会中・四国会長会



会 長 前田 泰則

日 時：平成18年2月4日（土）・5日（日）

場 所：ホテルモナーク鳥取

冬將軍再来の時期に重なり、広島から鳥取への旅程は雪景色の中でした。

今回は、藤井基之参議院議員の出席をいただき中国ブロック会議と同様に最近の医療法の改定に関連するプリ・フィングを受けました。

毎回前置きとして会長会の在り方に触れておきます。議決機関ではなく、中四国の各県薬の状況と問題点を客観的に話し合い問題点を協議する場であります。

議 題

- (1) 試験検査センタ - の概況について
- (2) 県薬会費の在り方について
- (3) 一般用医薬品のリスク分類（日薬雑誌2006年2月号 35P～39P参照）に関する、今後の薬剤師職能の在り方と生かし方への提言
- (4) 藤井基之参議院議員の次期選挙に関する対応

検査センタ - については、香川県・徳島県が突出して運営規模が大きく充実しています。広島県が次いでそれなりの規模と実績があり、岡山がその次に委託を含めて内容的には運営されている方です。その他の県は事業規模としても今後の運営は困難に近く委託するかその他の選択肢を考えざるを得ない状況にあります。日薬主導で設置されてきた検査センタ - 及び情報センタ - がありますが、今後の存続を考えるのであれば、最近の事業規模を各県薬別に何段階かに分けて分析する必要がありますのではと実感しました。

今回広島県薬剤師会から出させていただいた議題(2)(3)(4)は薬事法の改定に関連して今後の会運営についてであります。特に薬局が医療提供施設に組み込まれるとしたら薬局薬剤師、特に管理薬剤師の権限と責任は一段と重くなり、それに対応して薬剤師会の会員構成の基本である会員区分の見直しをしては如何という提言をいた

きました。

一般用医薬品のリスク分類による対応が、今後の薬剤師職能に如何なる影響を与えるのかを協議しました。その中でひとつのヒントとして認識しなければならない事は、リスク分類を薬局の為に使いこなす必要があります。特に年々調剤の技術料の引き下げで経営的に厳しくなりつつある現在、薬剤師の為の技術的な武器を多く持つ必要があります。調剤・薬局製剤等々何でも武器として活用する必要性を感じます。

リスク分類の第1類は11品目と少ないと思われませんが、実は薬剤師専用で説明を要する事からすると薬局製剤は第1類に準ずるものであると解釈するべきではないでしょうか?! 薬剤師がその説明をちゃんとして患者さんへの情報提供を適切にさせていただく。

それこそリスク分類を積極的に活用できるチャンスであります。

藤井先生からの様々なアドバイスをいただきながら、やはり国政での活躍が薬剤師議員ならではの迫力と切実な想いが伝わり、中四国会長会として如何に藤井基之参議院議員の活動を支援させていただくかを協議しました。日薬連との連携をとりながら各県薬の支部単位の中の地区別に班を作り班長を中心にして近隣のご協力を得る。

その他医療法の改定に伴ってその中身を集約していただきDVDに記録して薬剤師研修に役立てては如何か? 学校薬剤師の研修ビデオ等にも参画していただきたい。等々様々な意見がでてきました。

日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ



常務理事 宗 文彦

日 時：平成18年2月11日(土)・12日(日)

場 所：八王子市

広島県薬剤師会から代表として参加してきましたのでご報告します。

第1日目

8：15からの受付を済ませ、8：45参加者集合、開会、ディレクター挨拶、参加者、タスクフォースの自己紹介を終え、9：25からのオリエンテーションに入っていました。

このワークショップの趣旨は、教育を「学習者の行動(知識・技能・態度)に価値ある変化をもたらすこと」と捉え、学習者の到達すべき目標を設定、教える側全員が目標を理解した上で、教育の方法、評価法を具体的に作り上げ、目標に到達したか、この教育の方法そのものが妥当であるかなどを評価し、より良いカリキュラムを作り上げていく手法を体得することが必要で、それが今回のワークショップの目的になります。

最初のSGD(スモールグループディスカッション)これはグループ・ダイナミクス(集団力学)と呼ばれる心理学の一分野で、これを利用した「コンセンサスゲーム」を行いました。具体的には「砂漠で遭難した時にどうするか」というNASAの開発したゲームに基づき自分が生き残るための12のアイテムを順位付けしていき、その後グループ討議で自分の解答を論理的根拠に基づき発表しグループ全体の解答を決定します。その後全体の結果発表を行い、NASAの解答との偏差を計算、メンバーの誤差の平均を算出し(討論前)とグループ決定の誤差(討論後)を比較して、討論後の方が小さくなれば、その討論は有効であった事になる訳です。幸い私たちのグループは討論後の差が最小で3グループの中ではトップの成績で有意義な討論であった事になりました。

第2のSGDは、KJ法により「薬学教育における問題点」の抽出を行い、司会・進行役に立候補しました。発表及び合同討議の後昼食です。

午後眠気がくる暇もなく、第3のSGD「カリキュラムとは・学習目標とは」で、「学習目標」の作成後、発表と討議、15分間の休憩後、第4のSGD「学習方略の作成」を行い、発表と討議、私

もワークショップに参加した事はありませんでしたが、1日で4回ものSGDを行ったのは初めてでした。その後タスクによる第1日目の評価が行われ、終了したのが18：30をまわったところでした。その後すぐ食堂に移動し21：00までの情報交換会、その後宿題の印象記(600字程度のレポート)を書き終え、就寝したのが12時をまわっていました。

第2日目

2つのSGD「教育評価法の作成」「問題点への対応の作成」を行い、発表と合同討議、最後に「医療人教育の改革」という演題でコンサルタントの中島宏昭先生(昭和大学横浜市北部病院)による講演後、2日目の評価が行われチーフタスクフォースの工藤一郎先生(昭和大学薬学部)により「実務実習指導薬剤師7,000人の養成を目指して」の講演を拝聴しました。

その後、総合評価が行われ、終了証授与、閉会に至りました。

今回このワークショップに参加し得られたものは、あるプロダクトを完成させるためには、そのグループのチームワークの良さ、チームリーダー1人が頑張れば良いのではなく、一人ひとりが参加し意見を出し合っていく事が重要であるという事を感じました。

最後に今回お世話していただいた、タスクフォース、事務局の皆様には本当にお世話になりました。我々以上にお疲れの事と思います。ありがとうございました。



特集

県北豪雪 雪二毛負ケズ



山県支部 野村 真由美

私は、県北の町、北広島町にある薬局へ毎日通勤しています。昨年2月に4町合併で大朝町から北広島町になりました。寒曳スキー場まで車で10分の雪の多い町です。

それでも最近の暖冬で、雪が30~40cm積もるのは毎年4~5回くらいでした。しかし、この冬はすごい!12月から降りましたね。

例年は1月、2月に積雪が多く、高速道路の通行止めが予想されるときは、薬局に泊り込むことにしていました。

しかし、この度は12月だったため油断して自宅へ帰ってしまい、翌日高速道路が通行止めのため、12年間通って初めて吹雪のなか一般道だけ通って薬局まで行きました。我ながら感動ものでした。

まあ通ってくる者はそんな苦労ぐらいですが、雪が積もる中で生活する方々は大変です。まず薬局の業務は雪かきからスタートします。なかなかきれいに除けることはできないのですが、せめて入り口付近はきれいに除けないと、靴底に雪が付いたまま薬局に入って、フロアを歩いて、滑って転んでしまいとても危ないですからね。

除雪車は夜明けから主要道路をまわりますが、玄関から主要道路までの私道は各自でしなければいけないので、家から出ることのできない老人が多くいらっしゃいます。「受診したくても病院に行けない」「薬がもうなくなってしまう」と、困って薬局に電話をかけてこられます。雪の積もる1~3月の間は長期処方してもらったり、7日分位の薬を残して早めに処方してもらったりなど工夫されている方も多いのですが、12月の大雪という予期せぬ事態に「薬がなくてのんでなかった」とか「1日3回飲んじゃ足りんようになるけ2回にして飲みよったんよ」と云われる方もいらっしゃいました。介護保険を受けておられる方はサービスを利用して服薬を続けることができるのですが

「自立」の独居老人は受けるサービスがないので大変です。地域の方に平等で正しいサービスで応えるにはどうすればいいのか大きな課題です。これからもいろいろな角度から「雪」と向き合っていこうと思っています。

山県支部 宮本 あや子



芸北に帰って薬局を開いて丸八年。この冬の雪の多さはハンパではありません。ふるわ、ふるわ、テレビ、新聞で連日のように報道されていますが芸北も例外ではな

くて、薬局のまわりも1m50cmはゆうにあります。職員の朝の仕事は薬局のまわりの雪かきで始まります。私といえば出勤前に車を出すのに一仕事。本業の前に疲れきっています。体中、筋肉痛で毎日シッパをペタン、ペタン。

仕事が終われば、皆でまず、車の暖気と車のまわりの雪かきです。入社一年目の薬剤師の小野先生(我薬局で唯一の男性)も雪かきベテラン組の職員と一緒に、もう2回も屋根の雪おろしをしました。薬局の入口に朝晩塩化カルシウムをまいた朝の冷えこみでレジが動かない、分包紙がくっつかないなどトラブル続きです。ありがたいことに道路が不通になることはめったにないので、医薬品の供給には支障がありません。問屋さん曰く芸北の雪は信じてもらえませんかよ...と。薬局をとりまく話も明るい話が聞けない昨今ですが患者さんから「ありがとう」と声をかけていただければ吹雪きの中の宅配も何のその。患者さんの立場に立って患者さんに必要とされるよう日々努力精進していきたいと思っています。この冬のきびしさがあるからこそ、春がまちどおしく、春がうれしく新鮮に感じられるんだと思います。雪かきも冬の運動の一つと頑張ってがんばります。



講演資料 ライブラリー

薬事情報事業の一環として、講演などの資料を掲載することとなりました。会員の皆様の講演資料作成等に役立てていただければと思います。無料でお貸し出しできる物を掲載していますので、各資料に興味のある方は県薬事務局にご連絡ください。又、新しく入手した資料につきましては、順次掲載します。

【CD】

	題 名	提供者・管理者	形 式
1	スモーキングベイビー(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
2	肺癌(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
3	みみず(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
4	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
5	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
6	小学生向けスライド1(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
7	小学生向けスライド2(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
8	小学生向けスライド3(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
9	キラキラ10/4(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
10	青少年に(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
11	タバコを吸うと肺がどうなるか?(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
12	受動喫煙で血管収縮(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
13	オーストラリアの禁煙CM(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
14	喫煙で動脈硬化が加速(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
15	軽いタバコの嘘(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
16	手遅れ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
17	1年分のタール(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
18	ニコチン依存ネズミ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
19	副流煙の方が危険!実験映像(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
20	脳出血(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
21	デイク・ゲーリッツ氏の告発(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
22	レイン(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
23	smoker's face(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
24	コロンビア・ライト(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
25	デビ・オースチン(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
26	ユル・プリンナー(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
27	悪魔のacademy(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
28	眼底出血(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
29	喫煙サル(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
30	喫煙で能率低下(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
31	低体重ネズミ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
32	副流煙とウェイトレス(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
33	好奇心(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
34	禁煙指導用スライド	増田和彦	(パワーポイント)
35	分煙	増田和彦	(パワーポイント)
36	ニコチン依存症	増田和彦	(パワーポイント)
37	薬の基礎知識(一般消費者啓発用)	三次	(パワーポイント)
38	薬物乱用はダメ、ゼッタイ スターディショップ(指導者用)	県薬事務局	
39	薬物乱用はダメ、ゼッタイ スターディショップ(指導者用)	県薬事務局	
40	薬局薬剤師の接遇マニュアル 研修用 平成16年9月((社)日本薬剤師会)	呉	(パワーポイント)
41	健康くれ21「健康くれ体操」	呉	
42	薬剤師のための「ヒューマンエラー自己分析システム」	呉	
43	GSK e 情報(高尿酸血症用情報・うつ病情報・単純ヘルペスと上手につきあう・よりよいぜんそくのコントロール) グラクソスミスクライン)	府中	

【書籍・冊子・資料】

	題 名	提供者・管理者	形 式
1	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト 15ページ
2	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト 19ページ
3	漢方入門	安佐	テキスト 20ページ
4	薬草と親しむ	安佐	テキスト 31ページ
5	薬剤師のためのいざというとき頼りになるこの一冊	府中	書籍 133ページ
6	動き出した医学教育改革 良き臨床医を育てるために	府中	書籍 211ページ
7	心血管系疾患とレニン・アンジオテンシン系	府中	書籍 255ページ
8	アトピー性皮膚炎	府中	冊子 10ページ
9	皮脂欠乏症(乾皮症)	府中	冊子 10ページ

【ビデオ】

	題 名	提供者 管理者	形 式
1	くすりを正しく使って健康ファミリー “お年寄りとその家族のみなさんへ” (1993)	呉	24分
2	あなたの街の保険薬局 “処方せんをもらったら” ((社) 日本薬剤師会)	呉	
3	「薬の飲み合せ」	呉	
4	日常生活と成人病シリーズ	呉	133分
5	お年寄りが薬と上手に付合う方法	呉	15分
6	薬剤師との上手なつきあい方 (NHK きょうの健康) (2002.10)	呉	
7	薬と上手につき合う (NHK きょうの健康) (1998.11)	呉	
8	訪問薬剤管理指導の実践(財)日本薬剤師研修センター)	呉	
9	健康くれ21 「健康くれ体操」	呉	
10	保険薬局スキルアップシリーズ スキルアップ ザ・接遇	府中	20分
11	服薬指導のためのカウンセリングテクニク ベーシック編	府中	20分
12	服薬指導のためのカウンセリングテクニク アドバンス編	府中	23分
13	服薬指導のためのカウンセリングテクニク マスター編	府中	26分
14	服薬指導のためのカウンセリングテクニク 応用編	府中	21分
15	信頼される薬剤師へ 薬学生の挑戦 あなたはもっていますか? 医療人としてのこころがまえ (2003.7)	府中	20分
16	O-157腸管感染症 その病態と抗菌薬療法の効果	府中	19分
17	パニック障害の障害と治療	府中	20分
18	小児のための服薬指導 コンプライアンスを高めるために	府中	15分
19	インフルエンザの新しい治療法 インフルエンザにかかったら	府中	8分

資料を提供していただいた支部担当役員の方、個人の方、感謝の意を込めて掲載させていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。(個人名以外は支部名を表示しています。)



これは!!と思われる資料がありましたら県薬事務局までご連絡ください。
無料で貸し出します。
また、提供したい資料や、“これ、もっという”という資料がありましたら
ご連絡ください。お預かりします。
会員の皆様からの、こんな資料を作って...というご意見にもお答えします。

まずはご連絡を!!!

広島県薬剤師会事務局 電話(082)246-4317

◆ 県薬だより ◆



県薬より支部長への発簡

- 12月19日 応需薬局・年末年始休業表について (各支部長)
- 12月19日 平成18年医療費改定について (各支部長)
- 12月20日 平成18年薬事関係者新年互礼会の開催について (1/12)(各支部長)
- 12月20日 月途中の市町村合併に伴う医療費・調剤費(生活保護単独分のみ)の請求事務の周知について (各支部長)
- 12月21日 インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について (各支部長)
- 12月21日 年末・年始の休業について (各支部長)
- 12月22日 平成18年度の保険薬局部会会費変更の申告書について (各支部長)
- 12月26日 薬学生実務薬局実習受け入れ支部担当責任者会議の開催について (2/26) (各支部長)
- 12月26日 「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」について (各支部長)
- 12月26日 一般紙への広告掲載について (各支部長)
- 12月27日 平成17年度医薬品のより良い使用推進講習会の開催について (お知らせ) (各支部長)
- 1月5日 インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について (各支部長)
- 1月5日 日薬共済部(新規加入)の募集について (各支部長)
- 1月6日 平成17年度DEM事業検討会の開催について (1/27)(各支部長)
- 1月10日 市町村合併に伴う国民健康保険の保険者番号の市町村番号の変更について (各支部長)
- 1月11日 広島大学病院・医薬品取り扱いの変更について (各支部長)
- 1月11日 平成18年度診療報酬改定に係る諮問について (各支部長)
- 1月12日 平成17年度「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」に係る開催について(1/21)(各支部長)
- 1月16日 広島大学病院・取扱い中止医薬品について (各支部長)
- 1月16日 薬事衛生指導員活動報告書の提出について (各支部長)
- 1月16日 広島県薬剤師会定款細則の一部改正について (各支部長)
- 1月16日 平成17年度「生活習慣病予防月間」の実施について (通知)(各支部長)
- 1月18日 平成18年度保険薬局部会会費について (各支部長)
- 1月18日 広島県との共同による保険薬局及び保険薬剤師の集団指導の実施について (各支部長)
- 1月19日 医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて (各支部長)
- 1月20日 平成18年度診療報酬改定に係る検討状況(現時点の骨子)の送付およびパブリックコメントの募集について (各支部長)
- 1月23日 平成17年度「広島県食品衛生講演会」の開催について (各支部長)
- 1月24日 薬剤師会認定基準薬局平成18年度第1次認定について (各支部長)
- 1月24日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の認定更新について (各支部長)
- 1月26日 薬価基準の斡旋について (各支部長)
- 1月27日 ひろしま高齢者プラン策定に関する県民意見募集について (各支部長)
- 1月30日 平成17年度DEM事業の実施について (各支部長)
- 1月30日 国民皆保険制度を守る署名運動について (報告)(各支部長)
- 2月1日 平成18年度介護報酬等の改定について (各支部長)
- 2月3日 2005年度「消費者に対する今後の薬局・薬剤師の行動計画」実施状況の検証並びに未実施支部・会員への指導徹底について (各支部長)
- 2月6日 支部長・理事合同会議の開催について (2/18)(各支部長、各役員)
- 2月7日 障害者自立支援法(自立支援医療)周知用ポスターの配布について (各支部長)
- 2月7日 障害者自立支援法(自立支援医療関係)について (各支部長)
- 2月9日 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正法律案について (各支部長、各役員)
- 2月13日 更正(育成)医療の指定薬局名簿について (各支部長)

◆平成17年12月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成17年12月15日（木）午後6時～7時

場 所：広島県薬剤師会館

出席者：前田会長、木平、豊見、平井、松下、森井各副会長
大塚、重森、澁谷、宗、田口、谷川、野間、野村、
増田各常務理事

欠席者：有村常務理事

議事要旨作製責任者：大塚常務理事

1. 報告事項

(1) 11月定例常務理事会議事要旨

確認の上、訂正等があれば申し出ることとされた。

(2) 諸通知

次の諸通知等について紹介された。

ア．来・発簡報告

イ．会務報告

ウ．会員異動報告

(3) 委員会等報告

(前田会長)

ア．広島大学医学部創立60周年記念講演会、記念式典、
祝賀会

11月18日（金）・19日（土）に広島大学医学部広
仁会館外において開催されたことが報告された。

イ．第22回広島県薬事衛生大会

12月1日（木）にエソール広島で開催し、表彰式
では藤田雄山広島県知事による薬事功労者への表
彰状の授与があり、引き続き、特別講演におい
て「変貌する薬事・医療制度」の演題で藤井基之
参議院議員による講演があったことが報告された。

ウ．平成17年度薬祖神大祭

12月1日（木）に広島県薬剤師会館において本会
顧問の窪田泰三県議会議員のほか関係者多数の参
加によって盛大に開催されたことが報告された。

エ．国民皆保険制度を守り、患者負担増を阻止する広
島県民集会

12月1日（木）に広島県民文化センターにおいて
開催され、「21世紀、県民の健康とくらしを考え
る会」会長の竹下虎之助元広島県知事をはじめ関
係団体等からの参加者があり、患者負担の増加や
医療費総枠管理制への反対を決議したことが報告
された。

(木平副会長)

ア．平成17年度厚生労働省薬剤師実務研修口頭試問

11月22日（火）に、2名の口頭試問を実施したこ
とが報告された。

イ．業務分担（薬剤師の生涯教育及び養成計画）担
当理事打合せ

11月29日（水）に開催したこと、平成18年度は広
島県薬剤師会学術大会を開催することとしたこと
等が報告された。

ウ．薬局実習受け入れ実行委員会

11月30日（火）に開催し、2月の最終日曜日に広
島国際大学でワークショップを開催することとし
たことが報告された。

エ．平成17年度臨床薬学実習（4年生）発表会

12月3日（土）に広島大学医学部総合薬学科講義
棟において開催されて、学生5名の発表があり、
真剣に実習に取り組んでいる様子が窺われたこと
が報告された。

(豊見副会長)

ア．保険薬局部会特別委員会

11月24日（木）に薬事衛生会館において開催し、
平成18年度の保険薬局部会会費の賦課額について
は平成17年度と同額とすること、平成19年度につ
いては、今後の課題として支部の意見等を考慮し
ながら検討していくこととしたことが報告された。

イ．新型インフルエンザに関わる抗インフルエンザウ
イルス薬等医療資材の整備検討協議会

12月5日（月）に県庁農林庁舎で開催され、新型
インフルエンザ対策として国と都道府県はタミフ
ルを備蓄計画量2,100万人分の半分を平成19年1
月から、残り半分を同年9月から備蓄していくこ
と、新型インフルエンザが流行し始めた場合、市
場にあるタミフルは通常のインフルエンザへの使
用が凍結される見通しであること、国は5年を経
過したタミフルについて再使用しない考えであり
新たな備蓄が課題となること等の説明があったこ
と、また、県内の薬局における備蓄状況について
は、佐伯区内全薬局での在庫調査結果に基づいて
人口の約4%、1万1千人分と推測して県へ報告
していること等が報告された。

ウ．保険薬局部会担当理事打合せ

12月8日（木）に開催し、11月24日（木）に開催
された保険薬局部会特別委員会において平成18年
度の賦課額は本年度と同額とされたことから、平
成18年度の予算は本年度と同規模で計画するこ
と、平成19年度以降に関しては、来年度において
検討していくこととしたことが報告された。

エ．社会保険医療担当者（保険薬局及び保険薬剤師）
の集団的個別指導（集団部分）

12月15日（木）に広島県薬剤師会館で実施され
たことが報告された。

(平井副会長)

ア．業務分担（その他の事業）担当理事打合せ

12月14日（水）に開催し、平成18年度の事業計画
については例年どおりとするが、会館運営協力事
業は業務分担 以外での分担とするよう提案する
こと、会誌の原稿提出が思わしくないので理事に
積極的な協力を期待すること、従来、会員名簿に
広告を掲載した企業にはこの名簿を提供していた
が、個人情報保護の観点から広告の掲載及び名簿
の提供を取り止めることとしたこと、三師会展に
ついては県業のみが助成金の支出や事務的な支援
をしており、同好会的要素が強いことなどからこ
れらの支援については見直しをしていくこと等が
報告された。

(宗常務理事)

ア．認定基準薬局制度運営協議会

11月22日（火）に開催して認定作業を実施した
こと、研修会は本年度から3回実施することになり、

6月に広島市(エソール広島)、10月に福山市、平成18年2月に広島市(薬剤師会館)で開催し、何れかの研修会に出席することが更新の条件であることが報告された。

- イ. 業務分担 (薬局等の薬剤師業務) 担当理事打合せ
12月13日(火)に開催し、本年度の反省点を踏まえて、平成18年度の事業計画を策定したことが報告された。

(森井副会長)

- ア. 業務分担 (県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動) 担当理事打合せ
12月9日(金)に開催したことが報告された。

- イ. 会館受け入れ特別委員会
12月12日(月)に開催し、薬事衛生会館の解散と薬剤師会への統合について事務的な処理状況の報告、委員長に松下副会長を、副委員長に豊見副会長をそれぞれ選任したこと、今後、特別委員会において、12月末頃に明らかになる予定の薬事衛生会館決算見込みを踏まえて本年度末までの事業計画、収支予算について検討し、併せて来年度の事業計画、予算についても検討していくことが報告された。

(森井・松下各副会長)

- ア. 日本薬剤師会学術大会に関する打合せ
12月7日(水)に東京で、日薬及び次回、次々回の開催地の県薬が出席して開催され、第38回日本薬剤師会学術大会の実績報告をしたこと、これに対してWeb登録システム関係の経費が高額であるとの指摘があったことなどが報告された。

(森井副会長・宗常務理事)

- ア. 健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会(3回)(地対協)
11月21日(月)に広島医師会館で開催され、一般県民向けの資料作成の検討と第38回日本薬剤師会学術大会における県民公開講座で実施したアンケート調査結果が発表されたこと、県薬から薬局向けにファクスによる一斉同報で実施したアンケートの結果について県庁薬務室において取りまとめを行っていることが報告された。

(有村常務理事 - 欠席)

- ア. NPO法人広島県介護支援専門員協会設立披露会
11月19日(土)に於 ホテルサンルート広島
イ. 第5回ケアマネジメント学会
11月20日(日)に於 広島国際会議場

(重森・野間各常務理事)

- ア. 感染症講習会
11月18日(金)に安芸地区医師会館において、新型インフルエンザ対策に関する対応マニュアル、タミフルの備蓄等の行動計画の概要について講習会が開催されたことが報告された。

(田口常務理事)

- ア. 薬局実務実習に関する合同打合せ
11月18日(金)に日薬で開催され、ワークショップの開催回数等に関することが打合せの内容であったこと、ビデオについて講義部分5小間の

うち2小間分ができたので指導薬剤師に活用してほしい旨が報告された。

(谷川常務理事)

ア. 広報委員会

12月6日(火)に2回目の委員会を開催し、12月20日(火)に3回目を開催する予定であることが報告された。

2. その他の委員会等報告事項

- (1) 広島県保健医療計画検討委員会部会委員の推薦について(報告)

委嘱依頼

・医療提供システム部会豊見雅文(副会長)

・保健医療検討部会松下恵明(副会長)

委嘱依頼のとおり推薦することが了承された。

- (2) 国民皆保険制度を守る国民運動の実施について(報告)(豊見副会長)

12月15日現在、署名が16,816件に達したことが報告された。

- (3) 第38回日本漢方交流会全国学術学術総会・広島大会
11月19日(土)・20日(日)に於 広島大学医学部 広仁会館外

- (4) 第25回福山大学薬学部卒後教育研修会

12月10日(土)に於 福山大学薬学部

- (5) 支払基金による地単事業の審査事務の実施について(豊見副会長)

12月1日(水)に支払基金が来会され、レセプトを直接支払基金へ持参した場合は平成18年1月から受領書を交付することとしたこと、また、現在、社保・国保共に国保連のみで審査支払業務を取り扱っている地単事業(福祉医療費助成事業)に係る医療費のうち社保分については支払基金でも取り扱えるよう関係省令の改正等が行われることになったことについて説明があったことが報告された。

3. 審議事項

- (1) 平成18年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(森井副会長)

会館の運営に関する事項について、業務分代表にどの様に規定するか、或いは保険薬局部会の様な担当部会を新設するかについて検討することとされた。

- (2) 薬情報センター定例研修会について(増田常務理事)

引き続き、開催していくこととされた。

- (3) 広大FAX送信システムの追加機能について(野村常務理事)

一昨年から2カ年にわたる改善で積み残しとなっていた機能を追加すること、本年8月から実施しているFAXコーナーの時間延長については利用件数が3、4件しかないため、今年限りで中止すること、運用の移管について広島支部と協議していることが報告され、これらに関しては保険薬局部会の了解を得ているとの説明があり、了承された。

4. その他

(1) 次回常務理事会の開催について

1月19日(木)午後6時から開催し、議事要旨作製責任者は有村常務理事とされた。

(2) 事務局のパソコンの更新について(豊見副会長)

セキュリティ問題への対応とパソコン(5台)更新に伴う設定を実施中であることの説明があり、了承された。

(3) 書籍申込等の案内告知について(森井副会長)

ファックス一斉同報依頼:㈱神陵文庫(保険薬局宛送付希望)
一斉同報することとされた。

(4) その他行事報告

以下の行事について紹介された。

ア. 日本薬剤師会平成17年度試験検査センター技術講習会

12月15日(木)・16日(金)於 東京・長井記念ホール

イ. 平成17年度第2回JPPNW(IPPNW日本支部)理事会

12月17日(土)於 広島医師会館

ウ. 感染症講習会

12月19日(月)於 広島医師会館

エ. 広報委員会

12月20日(火)

オ. 会館受け入れ特別委員会会計担当者会議

12月21日(水)

カ. 会員委員会

12月22日(木)

キ. 日本薬剤師会薬局製剤・漢方委員会

12月22日(木)於 東京

ク. 広島県医師会新年互礼会

1月8日(日)於 広島全日空ホテル

ケ. 広島大学歯学部創設40周年記念国際シンポジウム

1月8日(日)・9日(月)於 広島国際会議場

コ. 平成18年薬事関係者新年互礼会

1月12日(木)於 広島県薬剤師会館

サ. 広島県保健医療計画検討委員会医療提供システム部会

1月12日(木)於 県庁

シ. 全国家庭教育フォーラム

1月14日(土)於 広島国際会議場

ス. 日本薬剤師会平成17年度第6回理事会

1月18日(水)於 東京・長井記念館

セ. 平成17年度第4回日本薬剤師会地方連絡協議会(都道府県会長会)

1月18日(水)於 東京・長井記念館

ソ. 日本薬剤師会新年賀詞交歓会

1月18日(水)於 東京・渋谷エクセル東急

タ. 常務理事会

1月19日(木)

チ. 日本薬剤師会代議員会議事運営委員会

1月19日(木)於 東京

ツ. 日本薬剤師会平成17年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会

1月20日(金)於 東京

テ. がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会

1月21日(土)於 広島県健康福祉センター

ト. 広島県保健医療計画検討委員会保健医療検討部会

1月23日(月)於 県庁

ナ. 日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議

1月28日(土)・29日(日)於 島根県出雲市

ニ. 中・四国会長会

2月4日(土)・5日(日)於 鳥取市・ホテルモナーク鳥取

ヌ. 広島県医療審議会

2月7日(火)於 県庁

ネ. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会

2月7日(火)於 福山

ノ. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会

2月8日(水)於 東広島

ハ. 第1回薬剤師のためのワークショップ in 岡山

2月11日(土)於 岡山大学

ヒ. 日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ

2月11日(土)・12日(日)於 八王子市

フ. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会

2月15日(水)於 呉

ヘ. 社会保険医療担当者(保険薬局及び保険薬剤師)の集団的個別指導(集団部分)

2月16日(木)於 広島県薬剤師会館

ホ. 常務理事会(定例)

2月16日(木)

マ. 支部長・理事合同会議

2月18日(土)

ミ. 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会

2月19日(日)於 広島県薬剤師会館

ム. 常務理事会

2月23日(木)

メ. 日本薬剤師会平成17年度第7回理事会

2月24日(金)於 東京

モ. 日本薬剤師会第100回通常代議員会

2月25日(土)・26日(日)於 東京・虎ノ門パストラル

ヤ. 広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会

2月26日(日)於 広島国際大学

ユ. 全体理事会

3月2日(木)

ヨ. 全体理事会

3月4日(土)

ラ. 第6回日本褥瘡学会中国四国地方会

3月4日(土)於 広島国際会議場

リ. 常務理事会

3月16日(木)

ル. 第35回広島県薬剤師会通常代議員会

3月21日(火・春分の日)

◆平成18年1月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成18年1月19日（木）午後6時～10時

場 所：広島県薬剤師会館

出席者：前田会長、木平、豊見、平井、森井各副会長、
有村、大塚、重森、澁谷、宗、田口、谷川、野間、
野村各常務理事、玉浦日薬代議員

欠席者：松下副会長、増田常務理事

議事要旨作製責任者：有村常務理事

3. 審議事項

(3) 日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議について
(前田会長)

1月28日（土）・29日（日）に島根県出雲市で開催される日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議に提出される議題について協議され、今回の医療法改正、薬局機能評価制度導入整備事業の報告等を提出議題とすることになった。

1. 報告事項

(1) 12月定例常務理事会議事要旨

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告

イ. 会務報告

ウ. 会員異動報告

確認の上、訂正等があれば申し出ることとされた。

(3) 委員会等報告

(前田会長)

ア. 平成17年度第2回JPPNW（IPPNW日本支部）理事会

12月17日（土）広島医師会館において開催され、会議が世界規模の内容になり医師間では済まないようになっている旨の報告があった。

イ. 広島県医師会新年互礼会

1月8日（日）広島全日空ホテルにおいて開催された旨報告があった。

ウ. 安田女子大学

1月10日（火）安田女子大学事務部主幹、1月12日（木）同学長の来会があった。12月19日（月）に広島大学病院において、中四国調整機構会長、県病薬会長、本会会長と打合せを行ない、その内容を大学側に通知した件の回答だった。平成19年4月から開設される薬学部の実定員を150名から130名、水増入学は認めない等の回答だった。本会も長期実習等努力はするが限界がある旨を伝えたとの報告があった。

エ. 平成18年薬事関係者新年互礼会

1月12日（木）広島県薬剤師会館において、本会顧問、県議会議員、薬業関係者が集まり開催された旨の報告があった。

オ. 第99回広島地方社会保険医療協議会

1月17日（火）広島厚生年金会館において開催され、歯科医師免許取り消し等協議が行われた旨の報告があった。

カ. 日本薬剤師会平成17年度第6回理事会

キ. 平成17年度第4回日本薬剤師会地方連絡協議会（都道府県会長会）

1月18日（水）東京で開催された2つの会議の報告があり、今回の医療法改正、自立支援法等で厳しい状況になったこと、各薬剤師会では指導薬剤師育成には限界があり、今後の課題となる旨の報告があった。

(木平副会長)

ア. 中・四国調整機構会長との打合せ

前田会長より報告があったが、12月19日（月）広島大学病院において、3者で会合をもったとの報告があった。薬学部開設が決まった以上、こちらも範囲内の協力しないわけにはいかないこと、薬局実習受入体制を整えないといけないこと、2月17日以降、中・四国調整機構会長より正式な回答をする予定である等説明があった。

イ. 平成16年度厚生労働省薬剤師実務研修口頭試問

1月16日（月）一昨年に行われた実務研修の口頭試問が行われたとの報告があった。

(豊見副会長)

ア. 広島県保健医療計画検討委員会医療提供システム部会

1月12日（木）県庁において開催され、作成される医療計画に記載される内容を検討する会議であること、かかりつけ薬局の育成、処方せん受入体制の整備、医薬分業推進方策の検討等の内容がある旨の報告があった。今後、医療法改正に伴う薬局の状況、薬剤師育成に関する事項等が提言されるとの報告があった。

イ. 広島県、広島社会保険事務局の共同による保険薬局個別指導

1月19日（木）KKR広島において開催され、県内に20数件開設する薬局で、その中の3薬局の個別指導があったこと。特別指導加算、夜間対応等について指導があり、3年分全額返却指導されるだろう等報告があった。また、指導内容を会誌に掲載する旨報告もあった。

(豊見副会長、宗・澁谷各常務理事)

ア. 広島県保健医療総室保健対策室来会

豊見副会長より、12月22日（木）県保健対策室職員の来会があり、内容は障害者自立支援法（自立支援医療関係）説明であったこと。

イ. 障害者自立支援法（自立支援医療関係）説明会

1月11日（水）福山、12日（木）広島において開催された説明会について、参加した宗・澁谷各常務理事より資料に基づいて、精神通院公費負担、厚生医療及び育成医療が平成18年4月より自立支援医療制度へ再編されること、内容説明、負担区分等説明があった。申請方法について改善を希望している旨の報告もあった。

(平井副会長)

ア. 広報委員会

12月20日（火）会誌1月号、1月13日（金）3月号の編集会議を行ったとの報告があった。

イ．会館受け入れ特別委員会会計担当理事会

12月21日（水）開催された会議について、旧薬事衛生会館及び本会会計担当役員、顧問税理士と会議を持ったとの報告があった。会計処理を、平成17年度は現状どおり、平成18年度は17年度と同様にしながらも平成19年度に統合するために準備を進めていく方法が良いのではないかとということになり、今後そのように進めていく旨の報告があった。

（有村常務理事）

ア．市町等高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議

12月26日（月）県庁において開催され、平成18年4月改定に向け、改正介護保険法の説明等があった旨報告があった。

（大塚・谷川各常務理事）

ア．会員委員会（資料1）

12月22日（木）に開催され、資料に基づいて、平成19年度より会費賦課納付規程の会費区分、会費等について改正したいこと、そのために3月21日の本会代議員会へ提出議案としたい等説明があり、協議された。県病薬から要望、日薬会費、会館会費等ふまえて、再度、会員委員会で審議検討することになった。

2．その他の委員会等報告事項

（1）日本薬剤師会平成17年度試験検査センター技術講習会

12月15日（木）・16日（金）於 東京・長井記念ホール

（2）感染症講習会

12月19日（月）於 広島医師会館

（3）日本薬剤師会薬局製剤・漢方委員会

12月22日（木）於 東京

（4）広島大学歯学部創設40周年記念国際シンポジウム

1月8日（日）・9日（月）於 広島国際会議場

（5）全国家庭教育フォーラム

1月14日（土）於 広島国際会議場

（6）日本薬剤師会新年賀詞交歓会

1月18日（水）於 東京・渋谷エクセル東急

（7）日本薬剤師会代議員会議事運営委員会

1月19日（木）於 東京

3．審議事項

（1）平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（森井副会長）

今後、平成18年度事業計画（案）に基づいて、収支予算（案）をたてていくこととなった。

（2）平成17年度DEM事業について（豊見副会長）

1月27日（金）各支部担当者等を集めて、DEM事業について検討会を開催すること、今回は、日薬がWeb上にアンケート回収ページをつくったこと等報告され、県薬も回答用紙で受け付けせず、支部対応にお願いしたいこと等了承された。

（3）支部長・理事合同会議について（森井副会長）

2月18日（土）午後3時より開催されることになった。

（4）全体理事会について（森井副会長）

3月2日（木）午後6時、4日（土）は午後3時より開催されることになった。

（5）第35回広島県薬剤師会通常代議員会の開催について（森井副会長）

3月21日（火・春分の日）午前11時より開催されることになった。

（6）第21回アジア薬剤師会連合学術大会（FAPA横浜大会）に係る都道府県薬剤師会分担金について（森井副会長）

開催日：11月18日（土）～21日（火）於 横浜
負担金：広島県分56万円（内寄付金分一律20万円、参加登録費分36万円）

資料に基づいて説明があり、審議の結果、平成18年度から負担することが了承された。

（7）第21回アジア薬剤師会連合学術大会（FAPA横浜大会）に係る一般演題の募集について（森井副会長）
本会会誌3月号に一般講演募集要項を掲載することになった。

（8）検査センターの生化学的検査（尿検査）機器の購入について（大塚常務理事）

機器名：炎光光度計（金属の測定）

価格：73万円（消費税別）

旧会館からの法人変更手続きで、機器を整備しないと許可がおりなくなったこと、広島市からの委託事業で年間400程度検査が行われること等説明があり、購入について了承された。

（9）平成17年度（平成18年1月から3月）行事予定（案）について

今後の予定を参照すること。（森井副会長）

（10）溪畔林を含む細見谷地域全域を西中国山地国定公園特別保護地区へ指定することを求める署名について（前田会長）

署名運動の協力依頼があったが、協議の結果、個々に対応することになった。

（11）後援、助成及び協力依頼等について（森井副会長）

ア．第1回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会の後援名義使用について

とき：2月11日（土）午後1時～

ところ：広島国際会議場ヒマワリ

主催：広島胃瘻と経腸栄養療法研究会

後援名義の使用を承諾することとされた。

イ．平成17年度「広島県食品衛生講演会」の参加依頼について

とき：2月28日（火）午後2時30分～5時

ところ：メルパルク広島5階平成の間

申込締切：2月10日（金）

ほかに一斉同報することがあれば、参加案内も同報することになった。

ウ．広島大学霞室内管弦楽団2006 Summer Concertの後援について

とき：6月3日（土）

ところ：広島市南区民文化センター大ホール

後援名義の使用を承諾することとされた。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について
 - 2月16日(木)午後6時より開催し、議事要旨作製責任者は重森友幸常務理事とされた。
 - 臨時常務理事会の開催について
 - また、臨時常務理事会を2月23日(木)午後6時より開催されることとなった。
- (2) 日薬FAXニュース「薬局等における毒物、劇物の販売状況に関する緊急アンケート」について(森井副会長)
 - 締切日: 1月31日(火)
 - 1月17日に日薬より送信されたFAXニュースについて、アンケートの趣旨、記載方法等で問題があるのではないかと意見が出た。日薬代議員中国ブロック会議で提議することになった。
- (3) 追加議題として、木平副会長より広島大学病院外科より閉塞性動脈硬化症調査の紹介があり、正式な調査依頼等があった場合協力してほしい旨の相談があり、その場合は協力することが了承された。
- (4) その他行事報告
 - 以下の行事について紹介された。
 - ア. がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会
 - 1月21日(土)於 広島県健康福祉センター
 - イ. 広島県保健医療計画検討委員会保健医療検討部会
 - 1月23日(月)於 県庁
 - ウ. 中電病院院長来会
 - 1月27日(金)
 - エ. 平成17年度DEM事業検討会
 - 1月27日(金)
 - オ. 日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議
 - 1月28日(土)・29日(日)於 鳥根県出雲市
 - カ. 広島県医療審議会保健医療計画部会
 - 2月1日(水)於 県庁
 - キ. 日本薬剤師会平成17年度全国介護保険担当者会議(第2回)
 - 2月3日(金)於 東京
 - ク. 日本薬剤師会平成17年度全国職能対策実務担当者会議
 - 2月4日(土)於 東京・ホテルはあといん乃木坂
 - ケ. 日本薬剤師会中・四国会長会
 - 2月4日(土)・5日(日)於 鳥取市・ホテルモナーク鳥取
 - コ. 広島県地域保健対策協議会健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会
 - 2月6日(月)於 広島医師会館
 - サ. 広島県医療審議会
 - 2月7日(火)於 県庁
 - シ. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会
 - 2月7日(火)於 福山
 - ス. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会
 - 2月8日(水)於 東広島
 - セ. 第46回広島県公衆衛生大会
 - 2月9日(木)於 広島市佐伯区民文化センター
 - ソ. 広報委員会
 - 2月10日(金)
 - タ. 厚生労働省による認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第1回薬剤師のためのワークショップ in 岡山」
 - 2月11日(土)於 岡山大学
 - チ. 日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ
 - 2月11日(土)・12日(日)於 東京都八王子市
 - ツ. 広報委員会
 - 2月15日(水)
 - テ. 平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会
 - 2月15日(水)於 呉
 - ト. 広島県、広島社会保険事務局の共同による社会保険医療担当者(保険薬局及び保険薬剤師)の集团的個別指導(集团部分)
 - 2月16日(木)於 広島県薬剤師会館
 - ナ. 常務理事会
 - 2月16日(木)
 - ニ. 第14回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議
 - 2月17日(金)於 岡山
 - ヌ. 支部長・理事合同会議
 - 2月18日(土)
 - ネ. 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会
 - 2月19日(日)於 広島県薬剤師会館
 - ノ. 常務理事会(臨時)
 - 2月23日(木)
 - ハ. 日本薬剤師会平成17年度第7回理事会
 - 2月24日(金)於 東京
 - ヒ. 行政支部総会
 - 2月25日(土)於 広島県薬剤師会館
 - フ. 日本薬剤師会第100回通常代議員会
 - 2月25日(土)・26日(日)於 東京・虎ノ門パストラル
 - ヘ. 薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議
 - 2月26日(日)於 広島国際大学
 - ホ. 広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会
 - 2月26日(日)於 広島国際大学
 - マ. 平成17年度広島県食品衛生講習会
 - 2月28日(火)於 メルパルク広島
 - ミ. 全体理事会
 - 3月2日(木)
 - ム. 全体理事会(予定)
 - 3月4日(土)
 - メ. 第6回日本褥瘡学会中国四国地方会
 - 3月4日(土)於 広島国際会議場
 - モ. 常務理事会
 - 3月16日(木)
 - ヤ. 第35回広島県薬剤師会通常代議員会
 - 3月21日(火・春分の日)
 - ユ. 平成17年度医薬分業指導者協議会
 - 3月24日(金)於 東京・中央合同庁舎5号館
 - ヨ. 広島大学4年生並びに大学院修了生卒業記念パーティー
 - 3月24日(金)於 広島プリンスホテル

日付	行事内容
2005年	
12月21日 水	会館受け入れ特別委員会会計担当 者会議
22日 金	・広島県保健医療総室保健対策 室来会 ・日本薬剤師会薬局製剤・漢方 委員会（東京） ・会員委員会
26日 月	市町等高齢者保健福祉・介護保 険主管課長会議（県庁本館）
2006年	
1月8日 日	広島県医師会新年互礼会 （広島全日空ホテル）
8・9日	広島大学歯学部創設40周年記念 国際シンポジウム （広島国際会議場）
11日 水	障害者自立支援法（自立支援医療 関係）説明会（福山地域事務所）
12日 木	・障害者自立支援法（自立支援 医療関係）説明会 （広島市東区民文化センター） ・平成18年薬事関係者新年互礼会 ・広島県保健医療計画検討委員 会医療提供システム部会 （県庁北館）
13日 金	広報委員会
14日 土	全国家庭教育フォーラム （広島国際会議場）
16日 月	平成16年度厚生労働省薬剤師実 務研修口頭試問
17日 火	第99回広島地方社会保険医療協 議会（広島厚生年金会館）
18日 水	・日本薬剤師会平成17年度第7 回理事会（東京） ・第4回日本薬剤師会地方連絡 協議会（都道府県会長会） （東京） ・日本薬剤師会新年賀詞交歓会 （東京）

日付	行事内容
1月19日 木	・広島社会保険事務局・広島県 による社会保険医療担当者 （保険薬局及び保険薬剤師） の個別指導（KKR広島） ・常務理事会 ・日本薬剤師会代議員会議事運 営委員会（東京） ・中四国地区ワークショップ準 備委員会（調整機構・機関） （岡山）
20日 金	日本薬剤師会平成17年度薬剤師 会薬事情報センター実務担当者 研修会（東京）
21日 土	がん疼痛緩和と医療用麻薬の適 正使用推進のための講習会 （広島県健康福祉センター）
23日 月	広島県保健医療計画検討委員会 保健医療検討部会（県庁北館）
25日 水	第38回日本薬剤師会学術大会運 営委員会（総務・財務担当）
27日 金	・中電病院院長来会 ・平成17年度DEM事業検討会
28・29日	日本薬剤師会代議員中国プロク ク会議（島根）
31日 火	保健医療計画検討委員会
2/1～2/28	平成17年度生活習慣病予防月間
2/1～2/7	平成17年度生活習慣病予防週間
2月1日 水	広島県医療審議会保健医療計画 部会（県庁北館）
3日 金	日本薬剤師会平成17年度全国介 護保険担当者会議（第2回） （東京）
4日 土	日本薬剤師会平成17年度全国職 能対策実務担当者会議（東京）
4・5日	日本薬剤師会中・四国会長会 （鳥取）
6日 月	広島県地域保健対策協議会健康 食品の正しい知識の普及に関す る特別委員会（広島医師会館）
7日 火	・広島県医療審議会（県庁北館） ・保険薬局部会担当理事打合会 ・平成17年度医薬品のより良い 使用推進員講習会（福山）
8日 水	・平成17年度医薬品のより良い 使用推進員講習会（東広島） ・第38回日本薬剤師会学術大会 運営委員会（財務担当）

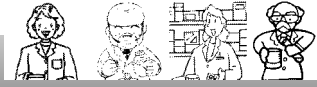
日付	行事内容
9日 木	第46回広島県公衆衛生大会 (佐伯区民文化センター)
10日 金	広報委員会
11日 土	第1回 広島 胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島国際会議場)
11・12日	・日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(八王子市) ・厚生労働省による認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第1回薬剤師のためのワークショップ in 岡山」(岡山)
13日 月	業務分担 担当理事打合せ
14日 火	選挙管理委員会
15日 水	・広報委員会 ・業務分担 担当理事打合せ

日付	行事内容
2月15日 水	・平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会(呉)
16日 木	・広島県、広島社会保険事務局の共同による保険薬局及び保険薬剤師の集団指導 ・常務理事会
17日 金	・第14回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議(岡山) ・災害時医薬品等供給マニュアルに基づく研修会打合せ
18日 土	支部長・理事合同会議
19日 日	認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会
20日 月	会計担当者会議

行事予定(平成18年3月～平成18年5月)

- 3月2日(木) } 全体理事会
- 3月4日(土) }
- 3月4日(土) 第6回日本褥瘡学会中国四国地方会(広島国際会議場)
- 3月8日(水) 日本薬剤師連盟定時評議員会
- 〃 日本薬剤師連盟定時総会
- 3月12日(日) 「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会
- 3月16日(木) 常務理事会
- 3月19日(日) 平成18年度調剤報酬改定等説明会(西部)(中国新聞ホール)
- 3月21日(火) 第35回広島県薬剤師会通常代議員会
- 3月23日(木) 平成17年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会(広島医師会館)
- 3月24日(金) 日本薬剤師会平成17年度医薬分業指導者協議会(東京)
- 〃 広島大学4年生並びに大学院修了生卒業記念パーティー(広島プリンスホテル)
- 3月28日(火) 平成18年度調剤報酬改定等説明会(東部)(県民文化センターふくやま)
- 5月13日(土) 平成18年度「看護の日」広島県大会(広島国際会議場)

会員紹介 35



三原支部

ひら い きみえ
平 井 紀美恵

私の家族は夫と私、養女のメイちゃん。メイちゃんは、昨年5月生まれのベルシャ猫。専ら室内で生活。夜は足元の布団の上。わがままなメイちゃんだけど、今の私には愛娘です。



広島支部

かつ たに ひで お夫
勝 谷 英 夫

毎週火曜、木曜と仕事が終わって地域の子ども達とサッカーをしています。

誉めて怒って大変ですが、子ども達は試合に勝っては喜び、負けては泣きます。

毎試合、毎試合感動を分けてもらい、子ども達の若いエネルギーを吸い取っています。



府中支部

しぶ や ゆう ぞう
澁 谷 雄 三

最近はおいを感じることにしきり。リアップの甲斐もなく頭頂の光を増し、早足で階段を昇れば救心を探す羽目に。歌を歌えば喉スプレーを。ああ明治は遠くなりけり。



広島支部

きく いち よう こ
菊 一 環 子

東洋医学中心で悪戦苦闘しています。2006年丙戌。歳運は、太陽司天・太陰在泉・水運太過です。人々は寒氣と湿氣の邪氣にあてられ、寒・湿に拘る病に罹り易くなります。心・腎・脾にも留意し元氣な一年にしましょう。



広島支部

たけ ばやし たか え
武 林 孝 枝

ちょっとした所には自転車で行動しています。あまり運動が好きでないの、これでごまかして体をリフレッシュさせています。



尾道支部

やま おか のり こ
山 岡 紀 子

今年の正月、私と母は名古屋&主人は実家の山形県で迎えました。掃除だけ済ませ、買い物もおせち作りも無し。上膳・据膳に大満足です。次の正月はみんなで出かけようと計画しています。

編集委員会 < Kチーム > メンバー紹介

今回の会員紹介は、この2年間会誌の編集に携わった編集委員会のメンバーの紹介とさせていただきます。



広島支部

にしもと たかし
西本 隆志

薬剤師として無我夢中で走り続けてきた30年。この間好きなアルコールもゴルフも控え(?)て仕事に邁進してきました。これからは自分自身の心と体のケアも忘れずにナイスショットを目ざして頑張りたいと思います。



行政支部

ほしの きょう
星野 響

我が家には、9歳のラブラドルレトリバー（黒色：雌）と2歳のワイマラナー（灰色：雌）がいます。毎朝の散歩と休日の運動は、私の担当。父親には絶対服従と、孫の手、靴べら、ふとんたたきで2歳児を教育中。

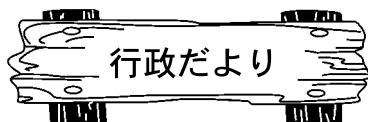


第39回 日本薬剤師会学術大会

会期：2006年10月8日（日）・9日（月・祝）

会場：フェニックスプラザ、他

主催：（社）日本薬剤師会、（社）福井県薬剤師会



平成17年取扱処方せん数の届出について（通知）

平成18年 1月18日

社団法人 広島県薬剤師会 会長 様

広島県福祉保健部長
(薬務室)

本県の薬務行政の推進については、日ごろから御協力いただき厚くお礼を申し上げます。

このことについて、次の事項に該当する薬局は、

薬事法施行令第2条の規定によって、平成18年3月31日までに前年の総取扱処方せん数を届け出る必要があります。

については、貴会会員への周知をお願いします。

届出が必要な薬局

平成17年の業務を行った期間が3ヶ月以上で、平成17年における1日平均処方せん枚数（総取扱処方せん数を平成17年において業務を行った日数で除した数）が40を越える場合。

なお、眼科、耳鼻いんこう科及び歯科の処方せんについては、3分の2を乗じて計算する。

支部だより



<安芸支部>

支部研修会報告

井藤 直史

日時：1月26日（木）19：00～21：00

場所：サンピア・アキ

講演：「脳卒中の予防と治療のトピックス」

講師：広島大学大学院脳神経内科

野村 栄一 先生

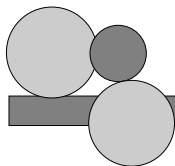
脳血管疾患は日本人の死因の第三位であり、罹患者数が多い疾患です。日常業務の中で脳梗塞の患者さんに接する機会も多いので、興味深く聞くことができました。

最初に武田薬品より、ATI受容体拮抗薬の慢性心不全に対する有効性について、又、大規模臨床試験「PROactive」において、ピオグリダゾンが

脳血管疾患のリスクを有意に低下させる結果が出たこと等の紹介がありました。

次に、野村先生よりご講演がありました。脳卒中中のインパクト、定義・分類、急性期の治療法、予防のための薬物療法について、基本的なことからわかりやすく説明して頂きました。脳梗塞の危険性因子としては、高血圧、心房細動、頸動脈の狭窄、脳梗塞の既応があること、一次予防と二次予防の薬物療法の違いについてなど、基本的なことを再確認できて良かったです。

安芸地区薬剤師会の勉強会に出席するのは今回で3度目となります。忙しい日常の中、なかなか自分で勉強する時間がとれないことが多いのですが、これからもできるだけこの勉強会に参加し、学んだことを日常業務に役立てていきたいと思えます。



諸団体だより

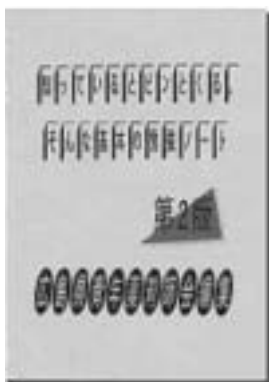
広島県青年薬剤師会

知っピンノート

若葉マーク薬剤師の基本と症例

知っているピンとくる、 そんな基本の勉強ノート

第2版の増刷に引き続き、青年薬剤師会では第3版を発行しました。



知っているピンとくる、そんな基本の勉強ノート 第2版

第1版の売り切れに伴い第1版の内容に項目を追補し発行しました。薬物療法の基本知識とそれを実際にどう利用するかを示しました。疾患別に基本的な事項と、症例+練習問題を掲載しています。医薬品名、疾患名、副作用名などからひけるように巻末に索引を設けました。参考文献も豊富に紹介しています。

(東京大学医学部附属病院臨床試験部 青木 敦 著
広島県青年薬剤師会2000年4月発行 2000円 B5判 全250ページ)



知っているピンとくる、そんな基本の勉強ノート 第3版 -基礎編-

第3版基礎編は薬剤師が知っておくべき、かつ、うっかりしそうなごくごく基礎的な事項のみに絞って項目を挙げ、それに沿った例題を掲載しています。

第2版と併せてご利用ください。

(東京大学医学部附属病院臨床試験部 青木 敦 著
広島県青年薬剤師会2006年1月発行 1200円 B5判 全90ページ)

新版発行

広島県青年薬剤師会主催の勉強会受付で販売しています。広島県薬剤師会・八幡アゼリア薬局(佐伯区)・南海老園豊見薬局(佐伯区)でも販売しています。

詳細は青年薬剤師会ホームページ(<http://www.hiroseyaku.gr.jp/>)をご覧ください。

◆◆◆◆ 研 修 だ よ り ◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。大学、同窓会が主催する研修会等で公開で開催されるものについても掲載いたしますので、事務局までご連絡下さい。

なお、他支部や他団体、薬事情報センターの研

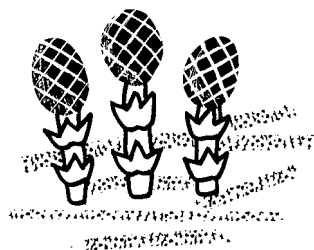
修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況

平成18年1月末日現在 396名（内更新243名）

開催日時 研修内容・講師	開催場所	主催者 問い合わせ	認定	その他 (参加費等)
3月8日(水) 18:45～21:00 「新しい糖尿病治療戦略」 順天堂大学医学部内科学教授 河盛 隆造 先生	尾道国際ホテル2F	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料
3月11日(土) 15:00～17:00 薬剤師会館4F講堂 第375回 薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 製品情報「パピロニックミニ点眼液0.1%」参天製薬株式会社 3) 特別講演「アレルギー性眼疾患」 広島大学病院 眼科 助教授 皆本 敦 先生		薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円
3月12日(日) 10:00～16:00 服薬ケア研究会「未定」 服薬ケア研究会 岡村 祐聡 先生		青年薬剤師会 服薬ケア研究会 http://www.fukuyaku.net/ FAX 029-857-9038		
3月12日(日) 9:30～16:00 薬剤師会館 漢方診療30年解説・方函口訣解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 吉本 悟先生・山崎正寿先生・菊一環子先生・佐々木良忠先生		広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3	会 員 無料 非会員 3,000円
3月15日(水) 19:00～21:00 三原医薬分業支援センター 「ジェネリックと法令改正」 沢井製薬 益子原 豊 先生		三原支部 三原薬剤師会 0848-64-8079	1	支部会員外1,000円
3月15日(水) 19:30～21:00 薬剤師会館 月例勉強会「アトピー性皮膚炎」 福島生協病院 小田 正範 先生		青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1	会 員 500円 非会員 1,000円 学 生 無料
3月16日(木) 19:00～21:00 尾道歯科医師会館 「飲み込みが悪い人の薬の飲ませ方」 馬場病院 土肥 菜 先生		尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料
3月17日(金) 19:30～21:00 福山大学薬学部31号館1階31101講義室 症例検討 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏 先生		福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112 (5165)	1	受講料各500円(テキスト代2,000円) 全て当日申込
3月18日(土) 19:00～21:00 エソール広島2F活動交流室 「すずめくらぶ」定例勉強会 健康食品(サプリメント)について 薬剤師生涯教育用ビデオライブラリーより 児玉 信子 先生		広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889		資料代:実費 茶菓代:100円 18:00より親睦の集い
3月30日(木) 19:00～21:00 エバルス広島支店 第76回生涯教育「医療制度改革と調剤報酬改定の薬局への影響」 エバルス学術情報部 土屋 伸二 先生		安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1	1,000円
4月1日(土) 15:30～17:30 グリーンヒルホテル尾道3F プリムヴェール 日常診療に直結した古典漢方の世界 当帰四逆加呉茱萸生姜湯 「頭痛」の漢方治療 広中内科クリニック 広中 隆志 先生		尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料
4月8日(土) 15:00～17:00 薬剤師会館4F講堂 第376回 薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 「一般名処方と代替調剤について」 沢井製薬株式会社広島支店営業課マネージャー 益子原 豊 先生 3) 特別講演「ジェネリック医薬品の有効性と安全性」 明治薬科大学薬剤学教授 緒方 宏泰 先生		薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円

開催日時 研修内容・講師	開催場所	主催者 問い合わせ	認定	その他 (参加費等)
4月9日(日)13:00~16:00 薬剤師会館4階 第92回生涯教育研修会「前立腺肥大について(仮)」 学術映画「未定」 講演「ユリーフカプセル」 キッセイ薬品工業株式会社広島支店学術グループ 畑 耕太郎 先生 特別講演「前立腺癌の診断と治療」(仮題) 県立広島病院泌尿器科部長 中原 満 先生		広島支部 広島県薬剤師会 事務局 082-244-4899	2	1,000円 開催の3日前までに 事務局まで参加連絡
4月9日(日)9:30~16:00 薬剤師会館 漢方診療30年解説・方函口訣解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 吉本 悟先生・山崎正寿先生・菊一環子先生・佐々木良忠先生		広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3	会 員 無料 非会員 3,000円
4月13日(木)19:30~21:00 薬剤師会館 知っピン月イチ勉強会「高血圧」 すばる薬局 佐々木 順一 先生		青年薬剤師会 福島生協病院薬剤支部 小田 082-292-3171	1	会 員 500円 非会員 1,000円 学 生 無料
4月15日(土)19:00~21:00 エソール広島2F活動交流室 「すずめくらぶ」定例勉強会 健康食品(サプリメント)について 薬剤師生涯教育用ビデオライブラリーより 児玉 信子 先生		広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889		資料代:実費 茶菓代:100円 18:00より親睦の集い
4月19日(水)19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 「セルタイトア(新薬)喘息」 グラクソ 齋藤 公次郎 先生		三原支部 三原薬剤師会 0848-64-8079		
4月27日(木)19:00~21:00 サンピア・アキ 第77回生涯教育「ジェネリックについて」(仮) 未定		安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1	1,000円
5月10日(水)19:30~21:00 薬剤師会館 知っピン月イチ勉強会「心不全・不整脈」 河石記念病院 竹山 知志 先生		青年薬剤師会 福島生協病院薬剤支部 小田 082-292-3171	1	会 員 500円 非会員 1,000円 学 生 無料
5月13日(土)15:00~17:00 薬剤師会館4F講堂 第377回 薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)製品紹介「ベグインターフェロン -2b製剤 ペグイントロン」 シェリング・プラウ株式会社 広島支店 学術担当 3)特別講演「進歩し広がる治療-C型肝炎」 広島赤十字・原爆病院 第2内科部長 相光 汐美 先生		薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円
5月14日(日)9:30~16:00 薬剤師会館 漢方診療医典解説・漢方診療30年解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 勝谷英夫先生、吉本 悟先生、菊一環子先生、佐々木良忠先生		広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3	会 員 無料 非会員 3,000円
5月17日(水)19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 「アクトネル、グラケー(骨粗鬆症)」 エーザイ 藤本 健介 先生		三原支部 三原薬剤師会 0848-64-8079	1	支部会員外1,000円
5月20日(土)19:00~21:00 エソール広島2F活動交流室 「すずめくらぶ」定例勉強会 健康食品(サプリメント)について 薬剤師生涯教育用ビデオライブラリーより 児玉 信子 先生		広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889		資料代:実費 茶菓代:100円 18:00より親睦の集い
5月28日(日)10:00~12:00 サンピア・アキ 薬事講習会「最近の薬務行政について」 広島地域保健所海田分室 難波 利元 先生		安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1	1,000円



第21回アジア薬剤師会連合学術大会(FAPA横浜大会) 一般演題募集要項

2006年1月5日現在

第21回アジア薬剤師会連合学術大会(FAPA横浜大会)では、開催部会毎に、口頭発表およびポスター発表を募集しております。下記要項をご参照いただき、奮ってご応募下さい。

1. 演題発表日時(予定)

(1) 口頭発表

平成18年11月19日(日)~21日(火)

(2) ポスター発表

平成18年11月19日(日)~20日(月)

2. 会場

パシフィコ横浜

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1

<http://www.pacifico.co.jp/>

3. 一般演題募集部会

Scientific Section (including FAPA-CP)

(薬科学部会)(FAPA 薬科大学分含む)

Industrial Pharmacy Section (製薬部会)

Hospital and Clinical Pharmacy Section

(病院・医療薬学部会)

Community Pharmacy Section (開局部会)

Phytopharmacy and Pharmacopeia Section

(生薬・薬局方部会)

Drug Marketing and Social Economic Pharmacy Section (流通部会)

Pharmaceutical Education Section

(薬学教育部会)

Pharmaceutical Legislation, Ethics and Regulatory

Pharmacy Section (薬事制度部会)

Pharmaceutical Biotechnology Section

(バイオテクノロジー部会)

Pharmacy Student Section (薬学生部会)

4. 使用言語

アブストラクト・当日発表ともに、すべて英語(同時通訳なし)となります。

5. 演題申込方法(口頭発表・ポスター発表共通)

演題申込は、大会ホームページより受け付けております。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

FAPA横浜大会ホームページ

<http://www.ics-inc.co.jp/FAPA2006/>

(日本薬剤師会のホームページからもリンク可能です)

(1) 演題申し込み及びアブストラクト送付

大会ホームページの「演題募集要項」より、アブストラクト記入用紙“FAPA_abstract_template.doc”(Microsoft Word形式)のダウンロードが可能です。所定の書式(下記参照)により、アブストラクトを作成してください。

大会ホームページ「演題募集要項」の“Abstract Submission Form”のページに必要事項を入力し、同時にアブストラクトのファイルを送信してください。

“Abstract Submission Form”の送信後、入力したメールアドレス宛に、申し込み内容を記載した電子メールが送信されます。

(2) アブストラクトの書式(使用言語:英語)

ホームページに掲載のアブストラクト記入用紙“FAPA_Abstract_Template.doc”をご利用ください。

用紙: A4、1枚。余白の幅は、上下左右とも2cm。

使用フォント: Times New Roman。標題は14ポイント、その他は12ポイントで記載。

標題: すべてアルファベット大文字で、字体は太字で記載。

著者: 「名・姓」の順にアルファベットで記載。イニシャルは大文字とする。発表者の氏名の後に印(*)をつける。

所属：各著者の所属機関（イタリック斜体）
ファイル：Microsoft Word形式。

6. 応募締切

演題申し込みの締切：2006年7月31日（月）

発表者の大会参加登録締切：2006年9月30日（土）

- ・演題採否の通知は、9月中旬までに各応募者にご連絡の予定です。
- ・発表者は、2006年9月末日までに本大会の参加登録手続きを行い、参加費（36,000円）をお支払いください。
- ・参加登録手続きは、2006年2月下旬頃より、大会ホームページで受付開始の予定です。

7. 注意事項

演題申込は、大会ホームページを通じたインターネットからの申し込みに限らせていただきます（電子メール、ファクシミリ、郵送等での申し込みは受け付けておりませんので、ご注意ください）。

Abstract Submission Formの入力には、半角英数字をご使用下さい。

発表演題のアブストラクトの採否については、プログラム委員会にて決定されます。口頭発表の応募が定員を超えた場合、ポスター発表に変更される場合がありますので、予めご了承ください。その場合は、演題採否通知により発表者に連絡されます。

発表者の参加登録手続きが締切までに終了していない場合、アブストラクトは、アブストラクト集に収録されません。

“Abstract Submission Form”の送信後、24時間以内に送信完了の電子メールが届かない場合には、下記「演題受付事務局」までお問い合わせ下さい。

演題申し込み後にお問い合わせの際は、“Abstract Reference No.”（アブストラクト問い合わせ番号）もお知らせ下さい。“Abstract Reference No.”は、申し込みフォーム送信後の画面及び送信完了通知の電子メールに記載されています。

口頭発表の発表日時は、応募時に選択いただいた部会の開催日時となります（発表日時の指定はできませんので、予めご了承ください

い）。なお、各部会の開催日時は、決定次第、大会ホームページ等を通じてご案内いたします。

口頭発表の発表時間は、概ね、質疑応答を含め12分程度を予定しています。

口頭発表に使用するスライドは、パワーポイントを用いたパソコンでの発表に限らせていただきます。

8. 大会事務局等

(1) 演題受付事務局

(株)ICSコンベンションデザイン内

Tel : 03-3219-3600 Fax : 03-3292-1811

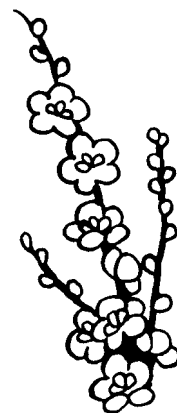
E-mail : fapa2006-p@ics-inc.co.jp

(2) 大会事務局

(社)日本薬剤師会内

Tel : 03-3353-1170 Fax : 03-3353-6270

E-mail : gaku@nichiyaku.or.jp



オーストラリア薬剤師会 (PSA)

第31回 生涯学習研修会 (東京・京都)のご案内

Pharmaceutical Society of Australia 31st Pharmacy Refresher Course

オーストラリア薬剤師会 (PSA : Pharmaceutical Society of Australia) では、毎年、PSA会員の生涯学習を主な目的とした研修会 (Refresher Course) を海外で開催しており、本年は、日本で開催されることとなりました。本研修会のMain Conferenceプログラムには、日本薬剤師会会員の参加も可能となっております。関心のある方は、この機会にご参加下さい。

1. **主催** : オーストラリア薬剤師会
(Pharmaceutical Society of Australia)

2. **日時** : 平成18年5月15日 (月) ~ 20日 (土)
Main Conference
平成18年5月15日 (月) 午前9時 ~ 開会式
16日 (火) 18日 (木) ~ 20日 (土)
午前8時15分 ~

3. **場所** :
5月15日 (月) ・ 16日 (火)
フォーシーズンズホテル椿山荘 (東京)
5月18日 (木) ~ 20日 (土)
ウェスティン都 (京都)

4. **プログラム** :
別紙参照 (会議は、すべて英語となります)
詳細は、主催団体 (PSA NSW Branch) の
ホームページをご覧ください。
<http://www.psansw.org.au/>

5. **参加費 (予定)** :
5,000円 (日薬会員料金。交通、宿泊等は含まれません。)

6. **受講申込み** :
下記の事項を記載の上、ファクシミリまたは電子メールで下記「7.」宛にお申し込み

ください。申し込み締め切り日後、会議の情報をファクシミリまたは電子メールにてお送りいたしますので、FAX番号または電子メールアドレスは必ずご記入願います。

申し込み締め切り、2月28日 (火) とさせていただきます。

<日本語にて>

- 1) 氏名
- 2) 連絡先 住所
電話番号
FAX番号
メールアドレス

3) 日薬会員番号

4) 参加日程 (一部日程のみの参加の場合)

<英語にて>

- 1) Name : i) Title (Mr/Mrs/Ms/Dr);
ii) Surname;
iii) Given name;
- 2) Pharmacy/company name
- 3) Postal address for correspondence
- 4) Email.

7. **申し込み・問合せ**

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1
富士・国保連ビル

日本薬剤師会 学術業務課 国際係

電話 : 03-3353-1170 FAX : 03-3353-6270

E-mail : gaku@nichiyaku.or.jp

PSA Refresher Course 2006 Education Program

MAIN CONFERENCE - TOKYO AND KYOTO						
Monday 15 May Tokyo	Tuesday 16 May Tokyo	Wednesday 17 May Tokyo to Kyoto	Thursday 18 May Kyoto	Friday 19 May Kyoto	Saturday 20 May Kyoto	
9.00am Opening Ceremony	8.15am Mayne Business Management Speaker <i>Bruce Annabel</i>	Conference Quiz Travel day Tokyo to Kyoto	8.15am Mayne Business Management Speaker <i>Bruce Annabel</i>	8.15am Mayne Business Management Speaker <i>Bruce Annabel</i>	8.15am Mayne Business Management Speaker <i>Bruce Annabel</i>	
9.30am Mayne Keynote address	9.30am Therapeutic Update Speaker <i>Margaret Robinson</i> <i>New Insulin Preparations</i>	TOUR	9.30am Therapeutic Update Speaker <i>Margaret Robinson</i> <i>High Dose Statins - risks & benefits</i>	9.30am Therapeutic Update Speaker <i>Margaret Robinson</i> <i>New Treatments for Psychosis & ADD</i>	9.30am Therapeutic Update Speaker <i>Margaret Robinson</i> <i>New Drug Update</i>	
10.30am to 11.00am			Morning Tea			
11.00am Special Presentation How Pharmacy will manage its future change Speaker <i>Alison Roberts</i>	11.00am Respiratory Speaker <i>Assoc Prof Jo Douglass</i> <i>Asthma-reliever medication and current perspectives</i>		11.00am Respiratory Speaker <i>Assoc Prof Jo Douglass</i> <i>Rhinitis & Asthma</i>	11.00am Respiratory Speaker <i>Assoc Prof Jo Douglass</i> <i>Anaphylaxis</i>	11.00am to 12.30pm Current Affairs	
12.00 noon Medication Review Speaker <i>Prof Peter Carroll</i> <i>Insulin Resistance and its Consequences</i>	12.00 noon Dermatology Speaker <i>Dr Phillip Artemi</i> <i>Skin cancer & Sun Protection</i>		12.00 noon Dermatology Speaker <i>Dr Phillip Artemi</i> <i>Hair & Nail Disorders</i>	12.00 noon Dermatology Speaker <i>Dr Phillip Artemi</i> <i>What's new in Dermatology</i>	12.30pm Keynote closing address	
Pharmacy Assistants Program						
9.30am Mayne Keynote address	9.30am Handling Pharmacy and Pharmacist Only Medications		9.30am Common Skin Infections			9.30am Aids for Asthma Therapy
Accompanying Person Program						
11.00am Japanese Gardens	11.00am Guest speaker on Japanese culture & traditions	11.00am Visit the Kyoto Handicraft Centre		11.00am Japanese cultural activity		

Pre and Post Conference Sessions will include: Medication reviews, Case History Studies, Disease State Management

PRE-CONFERENCE 1 - SAPPORO AND LAKE TOYA

10 May Hotel Renaissance, Sapporo - 9.00am to 12.30pm
12 May Windsor Hotel, Toya - 9.00am to 12.30pm

POST CONFERENCE - TAKAYAMA AND KANAZAWA

22 May Associa Resort, Takayama - 9.00am to 12.30pm
24 May Kanazawa Nikko Hotel, Kanazawa - 9.00am to 12.30pm

PRE-CONFERENCE 2 - SHANGHAI

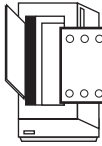
10 May Four Seasons Hotel, Shanghai - 9.00am to 12.30pm
12 May Four Seasons Hotel, Shanghai - 9.00am to 12.30pm

Continuing Professional Development & Practice Improve Points

According to PSA guidelines Pharmacists participating in all elements of the

2006 PSA Pharmacy Refresher Course will be entitled to record a maximum of 28 Group 1 CPD points and 6 Group 2 CPD points.





薬事情報センターのページ



原田 修江

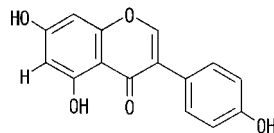
大豆イソフラボンの安全な一日摂取目安量について

現在、食品安全委員会において大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価について検討が行われています。平成18年1月に「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方（第32回会合修正案）」が提示され、その中で大豆イソフラボンの安全な摂取量の目安は大豆イソフラボンアグリコンとして70～75mg/日、日常の食生活に上乗せして特定保健用食品から大豆イソフラボンを摂取する場合の安全な摂取上限値はおおよそ30mg/日とされました。ただし、妊婦や乳幼児・小児についてはデータが不十分であり、安全な摂取量を設定できなかったことから、日常の食生活に上乗せして大豆イソフラボンを含む特定保健用食品を摂取することは推奨できないとされました。以下に、一部抜粋して内容をご紹介します。

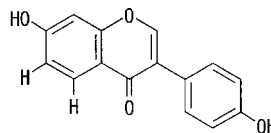
詳細は<http://fsc.go.jp/senmon/sinkaihatu/s-dai32/index.html>をご参照ください。

【大豆イソフラボンとは】

大豆イソフラボンは、大豆、特に大豆胚芽に多く含まれるフラボノイドの一種である。女性ホルモン（エストロゲン）と分子構造が似ていることから、植物性エストロゲンとも呼ばれる。ゲニステイン、ダイゼイン、グリシテインの3種類の非配糖体（イソフラボンアグリコン）とそれぞれの配糖体であるゲニステチン、ダイジン、グリシチン、さらに配糖体のアセチル化体およびマロニル化体が知られている。



ゲニステイン



ダイゼイン

【大豆由来食品の大豆イソフラボン含有量】

各種大豆食品中100g中の大豆イソフラボン含有量を下表に示す。

各種大豆食品中の大豆イソフラボンアグリコン含有量（換算値）

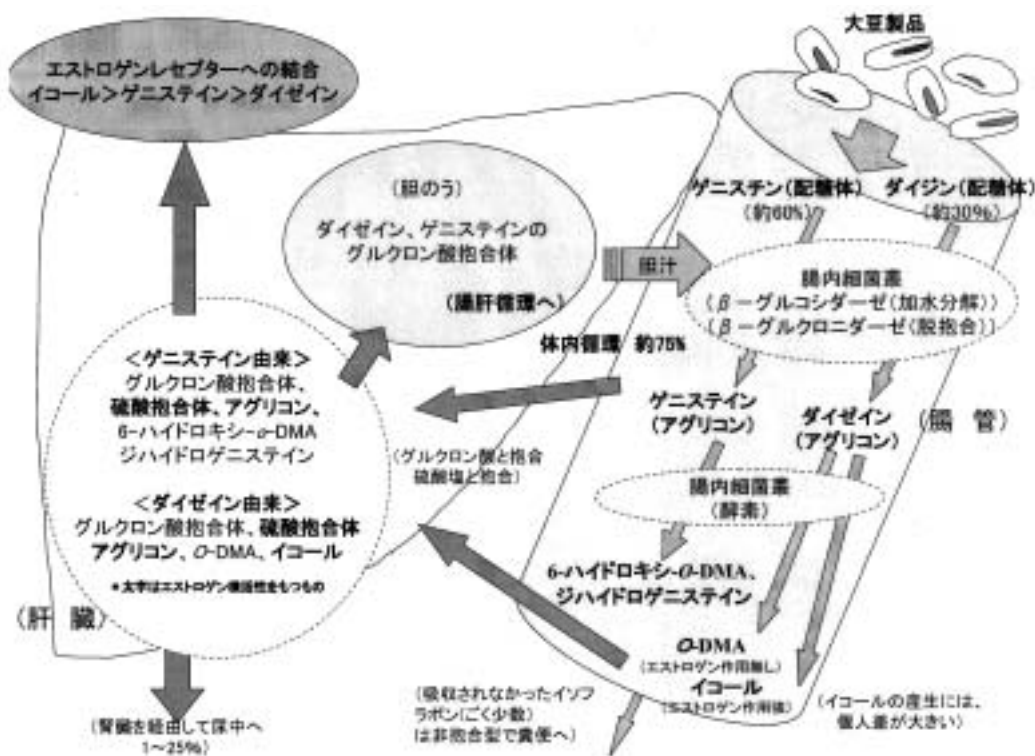
食品名（検体数）	含有量（mg/100g）	平均含有量（mg/100g）
大豆（11検体）	88.3～207.7	140.4
煮大豆（3検体）	69.0～74.7	72.1
炒り大豆（1検体）	200.7	200.7
黄粉（2検体）	211.1～321.4	266.2
豆腐（4検体）	17.1～24.3	20.3
凍り豆腐（1検体）	88.5	88.5
おから（1検体）	10.5	10.5
金山寺みそ（1検体）	12.8	12.8
油揚げ類（3検体）	28.8～53.4	39.2
納豆（2検体）	65.6～81.3	73.5
味噌（8検体）	14.3～81.4	49.7
醤油（8検体）	0.7～1.2	0.9
豆乳（3検体）	6.9～53.8	24.8

例えば、豆腐1丁は350g、納豆1食は45g程度になる。

【大豆イソフラボンの体内代謝（動態）】

大豆イソフラボンはほとんどの場合、食品中では配糖体として存在する。大腸で腸内細菌のもつβ-グルコシダーゼにより加水分解され、アグリコンになり吸収される。肝臓でグルクロン酸や硫酸抱合を受けて胆汁中に分泌され、一部は腸管内で腸内細菌の持つβ-グルクロニダーゼなどにより脱抱合され、再吸収されて腸肝循環を形成する。最終的にはその大部分は尿中に排泄されると考えられている。

大豆イソフラボンの体内動態フロー図



【大豆イソフラボンの生体への影響】

大豆イソフラボンは、生体内でエストロゲンレセプター（ER：ER⁺、ER⁻）に結合してエストロゲン様作用を発揮する。エストロゲンは、二次性徴の発現や月経周期の調節などの重要な働きを担っている。大豆イソフラボンはパーシャルアゴニストあるいはパーシャルアンタゴニストとして作用すると考えられており、骨粗鬆症、乳癌や前立腺癌などの予防効果があるといわれる一方で、乳癌発症や再発などのリスクを高める可能性もあり、多くの研究が行われている。

また、大豆イソフラボンやケルセチンなどのフラボノイドはDNAの構造を正常に保つ作用を有するトポイソメラーゼを阻害し、MLL(myeloid-lymphoid leukemia)遺伝子の異常を生じさせる可能性があることが報告されている。MLL遺伝子異常は乳幼児急性骨髄性白血病の65%、急性リンパ性白血病の85%に関与しているとされ、乳幼児におけるMLL遺伝子関与の白血病は子宮胎内で生じるものと考えられていることから、妊娠中にトポイソメラーゼ阻害作用のある物質に暴露されることは胎児に影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

その他に、ヨウ素欠乏状態において大豆イソフラボンは甲状腺ホルモン合成に関わる甲状腺ペルオキシダーゼ活性を阻害することが報告されている。

ER⁺：女性生殖系（子宮、膣、卵巣）に豊富に存在し、乳腺、視床下部、内皮細胞、血管平滑筋にも存在している。

ER⁻：前立腺、卵巣に豊富に存在し、肺、脳、血管、骨にも存在している。

【日本人における大豆イソフラボンの一日本摂取量】

平成14年国民栄養調査（厚生労働省）によると、大豆・大豆製品、醤油、味噌などの食品摂取量から試算した大豆イソフラボンアグリコンの摂取量の中央値は、16～22mg/日、95パーセンタイル値は64～76mg/日である。

	中央値 (50パーセンタイル値)	95パーセンタイル値
閉経前女性（15～59歳）	16	64
閉経後女性（50歳以上）	22	74
男性（15歳以上）	18	76
総数	18	70

（単位：大豆イソフラボンアグリコン摂取量（換算値）mg/日/人）

- ・Xパーセンタイル値：計測値を小さい順に並べたときに、計測値の個数がX（0 X 100のいずれかの数字）のパーセントの位置にある測定値。1000個の測定値における95パーセンタイル値とは、計測値の小さい方から95%（950番目）に位置する計測値をさす。
- ・閉経の年齢に個人差があることから、50～59歳の女性を閉経前女性及び閉経後女性の両方に分類している。

平成14年以前の大豆イソフラボンアグリコンの摂取量については、データが不十分なため不明だが、大豆由来食品摂取量については、昭和50年から平成14年までの国民栄養調査によると、1日当たりの摂取量は63.2～70.2gの間で推移しており大きな変動はないことから、過去約30年の大豆由来食品からの大豆イソフラボンの摂取量に大きな変化はないものと推定される。

【大豆イソフラボンのヒトにおける安全な1日摂取量の目安】

以下の及びの結果に基づき、現時点における大豆イソフラボンの安全な1日摂取目安量の上限值は、70～75mg/日（大豆イソフラボンアグリコンとして）とする。

食経験に基づく設定

日本人は長年に渡り大豆由来食品の大豆イソフラボンを摂取しているが今まで明らかな健康被害は報告されていないことから、その量は概ね安全であると考えられる。そこで、食経験に基づく現時点における大豆イソフラボンの安全な上限摂取目安量は、上述した平成14年国民栄養調査から試算した大豆由来食品からの大豆イソフラボン摂取量の95パーセンタイル値である70mg/日（64～76mg/日：大豆イソフラボンアグリコンとして）とする。

ヒト臨床研究に基づく設定

海外（イタリア）において、閉経後女性を対象に大豆イソフラボン錠剤を150mg/日、5年間、摂取し続けた試験において、子宮内膜増殖症の発症が投与群で有意に高かったことから、大豆イソフラボンの健康被害発現量は、150mg/日と考えられる。試験対象者が閉経後女性のみであることや個人差等を考慮し、ヒト臨床試験に基づく現時点における大豆イソフラボンのヒトの安全な上限摂取目安量は、150mg/日の2分の1である75mg/日（大豆イソフラボンアグリコンとして）とする。

【特定保健用食品としての大豆イソフラボンの安全な1日上乗せ摂取量】

ヒトにおける臨床研究報告を検討した結果、閉経前女性においては内因性エストロゲン濃度及び月経周期への影響が大豆イソフラボン摂取による生体への影響として考えられた。そこで、閉経前女性を対象に、大豆イソフラボンを日常の食生活に加えて摂取した臨床試験（15報）から、データが揃っている6報を選択し、血清エストロジオール濃度及び月経周期への影響を指標として、大豆イソフラボンの摂取による影響について検討した。

その結果、大豆イソフラボンを57.3mg/日及び147mg/日摂取した試験において、血清エストロジオール濃度の低下と月経周期の延長が併せて見られたことから、大豆イソフラボン57.3mg/日を上乗せして摂取する場合の作用量とした。試験設計の差や個人差等を考慮し、閉経前女性において特定保健用食品として日常の食生活に上乗せして摂取する際の安全な大豆イソフラボンの摂取上限値は、57.3mg/日の2分の1である約30mg/日（大豆イソフラボンアグリコンとして）と設定した。

閉経後女性及び男性においては、大豆イソフラボンを日常の食生活に上乗せして摂取する量の上限值について検討できる報告がないことから、閉経前女性の結果を外挿し、30mg/日（大豆イソフラボンアグリコンとして）とした。

なお、妊婦、胎児（妊婦が対象）乳幼児及び小児においては、ヒト試験及び動物試験により内分泌機能への影響の観点からの安全な摂取量を設定できなかったが、妊婦及び胎児においては、動物実験において有害作用が報告されていること、大豆イソフラボンのトポイソメラーゼ阻害作用を考慮すると、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できないとした。

乳幼児及び小児についてもその生殖機能が未発達であることを考慮すると、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できないとした。

<備考>

大豆は植物性タンパク質、カルシウム等の栄養素に富む食品である。大豆タンパク質は、血中コレステロールを下げる効果があると言われ、また、大豆からタンパク質を摂取するわが国の食事形態は、主に畜産物をタンパク質源とする欧米型の食事形態に比べ、脂質やカロリー摂取が低く、健康的とされている。

今回の大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価においては、これまでの長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としているのではなく、特定保健用食品として、大豆イソフラボンを通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性を検討した。

<最近の海外報告>

米国心臓協会（American Heart Association）は、大豆たん白質と大豆イソフラボンに関する最近の試験報告を評価した結果、以下の理由により、大豆イソフラボンを含む食品や錠剤の摂取は推奨できないとした。

- ・大豆イソフラボンについては、更年期の症状に対して低減効果は見られない。
- ・乳がん及び前立腺がん等の予防と治療に対する効果と安全性については確立されていない。
- ・臨床報告に基づく根拠に乏しく、副作用の可能性もある。

一方、豆腐等の多くの大豆食品は、不飽和脂肪酸、食物繊維、ビタミン類、ミネラル類を多く含み、飽和脂肪酸の含有量が低いことから、動物性たん白質を、大豆食品と置き換えることは、心血管疾患や、一般的な健康に有用/有効であろうとした。Circulation online版（2006年1月17日）

<参考資料>

- ・「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方（第32回会合修正案）」 食品安全委員会
- ・「大豆及び大豆イソフラボンに関するQ & A」 食品安全委員会
- ・Circulation published online Jan 17, 2006

医薬品の識別、薬事情報、多剤併用等について

『わからない!』『判断に...』等々
こんな時にはご連絡ください!!

パワーポイントでのスライド作成、資料作成 他
毎月の定例研修会

広島県薬剤師会館 1 F

薬事情報センター

T E L 082-243-6660
 F A X 082-248-1904
 ホームページ <http://www.hiroshima-di.or.jp>
 ID : hdi :
 おくすり相談電話 082-545-1193
 中毒119番 082-248-8268
 (フリーダイヤル 0120-279-119)

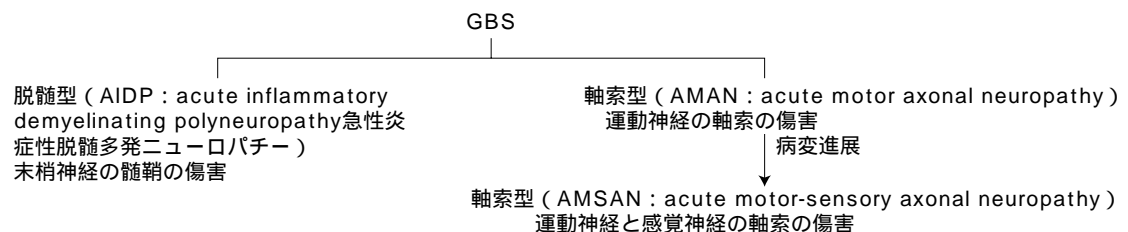
お薬相談電話 事例集 No.39

ギラン・バレー症候群とは？

ギラン・バレー症候群 (Guillain-Barre syndrome : GBS) は、上気道炎や下痢の1～3週間後に発症し、下肢から上肢へ上行性に脱力が拡大し、1ヶ月以内に症状がピークに達します。年間発症率は世界的に人口10万人当たり1～2人です。GBSは元来、脱髄が主体であると考えられてきましたが、近年とくに中国をはじめとするアジアで一次的に末梢神経の軸索が傷害される軸索障害型GBSの存在が知られるようになりました。GBSと関連のある病原体として

Campylobacter jejuni(C.jejuni)、サイトメガロウイルス、Epstein-Barrウイルス、Mycoplasma pneumoniaeの4つが確認されています。

完全に回復するケースもありますが、1993～94年の間に行われたイギリスの調査によると、GBS発症1年後に4割近くの患者で後遺症が認められています(8%は死亡)。機能的予後の不良因子として、60歳以上、C.jejuni腸炎の先行(下痢の先行や血中抗C.jejuni抗体の検出)、球麻痺、人工呼吸器が必要、電気生理学的に軸索障害の所見ないしM波の消失、治療開始までに発症2週以上を経過(ただし発症後2週以上経過した症例での、治療効果の可能性を否定するものではないことに注意)、呼吸器疾患の存在などが考えられています。



検査

1) 一次検査

a) 運動神経伝導検査

伝導ブロック、伝導速度遅延(脱髄)、M波の振幅低下(軸索障害)、F波遅延(神経根障害)が重要。

b) 脳脊髄液検査

発症後1週間以上で、蛋白細胞解離の所見を呈します(蛋白濃度が上昇、細胞数は正常かわずかな上昇)。

2) 精密検査(抗ガングリオシド抗体検査)

ガングリオシドは神経組織に豊富に存在し、オリゴ糖の糖配列によりGM1やGQ1bなどと命名されています。

IgG抗GM1抗体を伴うGBSは、C.jejuni腸炎後であることが多く、症状が遷延化しやすいことから、IgG抗GM1抗体の検出はGBSの予後不良因子と考えられています。

治療

GBSに対する有効性が確立されている治療法は単純血漿交換(PE)および免疫グロブリン(IVIg)静注療法です。その有効性はほぼ同等とされているため、患者側の要因(性、年齢、基礎疾患、合併症など)、治療禁忌の有無、医療機関の状況などで治療法が選択されます。いずれの治療も発症早期(7日以内)に行うことが重要です。ステロイド薬は、経口、静注ともに無効であることが証明されており、単独での使用は行うべきではありませんが、IVIgとの併用療法で高い改善度が得られたとの報告があります。

表. GBSの治療

IVIg静注療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒト免疫グロブリン400mg/kg/日を4～6時間かけてゆっくり点滴静注(5日間、連日投与)。 ・ PEが行えない高齢者、小児。高度の心血管系の自律神経障害を有する症例。基礎に循環不全状態がある場合。全身感染症を合併する場合。などに第1選択的に使用される。 ・ 過敏症の既往、IgA欠損症の患者、腎機能障害、血栓・塞栓症の危険性の高い患者の場合は禁忌あるいは慎重投与。
血漿浄化療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効性のエビデンスはPEによるものが多いが、本邦では二重膜ろ過血漿交換(DFPP)、免疫吸着療法(IAPP)を選択することが多い。 ・ IAPPではトリプトファンカラムが用いられ、PEに準じて、1回につき40mg/kg体重の血漿処理を行う。DFPP、IAPPの至適回数は確立していないが、7回を目安にする。

【参考資料】今日の治療指針2006(医学書院)、日本医事新報No.3931、No.3841、No.3997、臨床薬理36(6)Nov2005、

**医薬品・医療機器等
安全性情報** Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.220-221

厚生労働省医薬食品局

No.220 目次

1. 重要な副作用等に関する情報	3
1 塩酸アミオダロン	3
2 カルボプラチン	5
3 セボフルラン	11
4 人全血液、合成血、新鮮凍結人血漿、人血小板濃厚液、人赤血球濃厚液、 解凍人赤血球濃厚液、洗浄人赤血球浮遊液、白血球除去人赤血球浮遊液	14
5 フェントイン、フェントインナトリウム、フェントイン・フェノバルビタール、 フェントイン・フェノバルビタール・安息香酸ナトリウムカフェイン	18
2. 使用上の注意の改訂について（その171） ゾピクロン他（12件）	22
3. 市販直後調査の対象品目一覧	26

No.221 目次

1. 小児気管支喘息におけるテオフィリン等の適正使用について	3
2. X線CT装置等が植込み型心臓ペースメーカ等へ及ぼす影響について	11
3. 使用上の注意の改訂について（その172）	15
（1）イブプロフェン他（13件）	
（2）ラジオ波焼灼法に際して使用する電気手術器	
4. 市販直後調査の対象品目一覧	21

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用情報をもとに、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。

医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>)
又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) から入手可能です。

また、NTTのファクシミリ通信網サービス「Fネット」を通じ、最近1年間の「医薬品・医療機器等安全性情報」がお手元のファクシミリから随時入手できます（利用者負担）。

「Fネット」への加入等についての問い合わせ先：☎0120-161-011

平成17年（2005年）12月・平成18年（2006年）1月

厚生労働省医薬食品局

連絡先

☎100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435（直通）
03-5253-1111（内線）2756、2753、2751
（Fax）03-3508-4364

検 査 セ ン タ ー だ よ り



後藤 佳恵

殺 滅 除 静 抗 ・ 消

時々「滅菌」と「消毒」の違いは？と問い合わせがあります。

電話口でいざ説明しようと思っても、しどろもどろになりがちで、はっきり区別できているかといわれれば正直難しいところです。他に似た言葉に「殺菌」、「静菌」、「除菌」、「抗菌」という言葉もありますが、先生方は区別をして使っていらっしゃいますか？

ご存じの先生にはご容赦いただきまして、少々調べましたので書いてみたいと思います。

滅菌：目的とする対象物質からすべての微生物を殺滅または除去すること

消毒：ヒトまたは動物に対して有害な作用をもつ微生物を死滅させたり、活動能力を失わせたりすること

私が悩むところが、滅菌と消毒の違いです。滅菌は無害な微生物も、有害な微生物も全て殺滅されます。一方消毒は有害な微生物は殺されますが、無害な微生物は生存するものがあるかまわぬ。ということです。有害微生物は軟弱なタイプが多いので、それほど過酷な条件を用いなくとも消毒は可能です。このため滅菌する条件のほうが、消毒する条件よりもはるかに厳しいことを考えるとうなずけます。

殺菌：微生物を殺すことで、微生物の生活力を失わせること

静菌：ある期間、微生物の活動を停止又は低下させ増殖を阻止すること（1立方cmの中の菌の数を決め、それ以下になった状態）

つまり菌は増えませんが、生きています。至適環境になれば元気になり増殖も可能です。また中途半端な熱処理で微生物が一時的な細菌状態になることもあります。

除菌：ろ過や洗浄などの手段により、物品などに含まれる微生物の数を減らし清浄度を高めることで、殺すことは含まれない

抗菌：上述した「滅菌、消毒、殺菌、除菌、静菌」などの全ての定義を含めた広い意味が含まれる要するに微生物の発育阻止から滅菌に至るまでの対抗処置が含まれており、学術的には定義されていないため、きわめて曖昧な言葉といってもいいのですが、経産省が『「抗菌」とは「該当製品における細菌の増殖を抑制すること」』とガイドラインで定義をしています。但しカビは含まれません。

昨今感染症ならぬ、抗菌グッズなるものが大流行し、世の中大変きれい好きになってきています。この「抗菌」という言葉はその清潔志向の高まりにつれて生まれてきた言葉でもあります。

では最後に抗菌グッズに使われている抗菌剤について少々。家庭用の抗菌グッズに含まれている抗菌剤は作用が弱いものが大部分です。この弱い抗菌剤では一時的に細菌数を減らす事はできますが、すぐに耐性菌が増え効果が半減してしまいます。ウイルスやカビの胞子の殺菌はもちろん無理ですし、まして芽胞細菌や毒素の作用は抑えられません（ここまでは期待はしていないと思われませんが・・・）。また抗菌グッズの使用で日常に耐性菌が増えてきているのも、先生方には推して知るべしのことと思います。ですがこのことは長くなるので、この場ではふれないことにいたします。

使用されている抗菌剤の種類は、無機系、有機系、天然有機系に分類され、複数使用してあるものも多く見られます。

一般的に葉草やキトサンやヒノキ抽出物由来の天然有機系の抗菌剤は、作用が弱い反面、副作用も弱く、また有機系でよく使われているものには、グルコン酸クロルヘキシジンや塩化ベンザルコニウムなどの消毒剤があげられますが、作用が強いぶん副作用も強いのが実情です。無機系としては銀、銅などの金属イオンがあげられます、耐熱性に優れていて有機系よりは安全性が高いのですが、重金属は人体に蓄積する傾向があることを忘れてはいけません。副作用の事をあげましたが、健康障害の例をあげるとアレルギー性の皮膚障害で有機系の抗菌剤を使ったものに多く報告がされています。

抗菌・除菌という言葉で万全であると過信しがちの現状ですが、菌の繁殖を抑えてはくれますが、汚れはとってくれるわけではありません。汚れやぬめりなどが残っていれば、たとえ抗菌がされていても栄養源があるのですから、かえって細菌の温床にもなりかねませんので、そのあたりも注意が必要です。

<参考文献>

薬が効かない！三瀬勝利 著
第十四改正日本薬局方、薬事法

**社団法人広島県薬剤師会会長
及び監事選挙に関する告示**

選挙期日 平成18年3月21日(火・春分の日)

投票場所 広島市中区富士見町11-42

広島県薬剤師会館 4階会議室

会 長 定数 1名

監 事 定数 2名

立候補届受付開始日 平成18年3月1日(水)

立候補届受付締切日 平成18年3月10日(金)

(立候補の受付は午前9時から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送
による場合は、締切日時までに到着したものを
有効とする。)

平成18年3月1日

社団法人広島県薬剤師会

選挙管理委員会委員長 檜井義彦

被選挙権 広島県薬剤師会正会員(A・B)

(ただし、平成18年1月31日までに正式に
入会手続きを完了した会員。)

選 挙 権 広島県薬剤師会代議員

(又は予備代議員)

投票方法 会長選挙は単記無記名投票、

監事選挙は連記無記名投票

投・開票日 平成18年3月21日(火・春分の日)

開票場所 広島県薬剤師会館 4階会議室

立候補届出用紙は広島県薬剤師会事務局
に用意してあります。

選挙日の選挙長及び

投票管理者・開票管理者 檜井義彦

**広島県日薬代議員及び
予備代議員選挙に関する告示**

選挙期日 平成18年3月21日(火・春分の日)

投票場所 広島市中区富士見町11-42

広島県薬剤師会館 4階会議室

日 薬 代 議 員 定数 4名

日薬予備代議員 定数 4名

立候補届受付開始日 平成18年3月1日(水)

立候補届受付締切日 平成18年3月10日(金)

(立候補の受付は午前9時から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
郵送による場合は、締切日時までに到着し
たものを有効とする。)

平成18年3月1日

社団法人広島県薬剤師会

選挙管理委員会委員長 檜井義彦

被選挙権 日本薬剤師会正会員[広島県薬剤

師会正会員(A・B)]

(ただし、平成18年1月31日までに正式に
入会手続きを完了した会員。)

選 挙 権 広島県薬剤師会代議員

(又は予備代議員)

投票方法 選挙は連記無記名投票

投・開票日 平成18年3月21日(火・春分の日)

開票場所 広島県薬剤師会館 4階会議室

立候補届出用紙は広島県薬剤師会事務局
に用意してあります。

選挙日の選挙長及び

投票管理者・開票管理者 檜井義彦

告 知 板

第35回広島県薬剤師会通常代議員会開催通知

標記の会議を次のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

日 時：平成18年3月21日（火・春分の日）午前11時
場 所：広島県薬剤師会館 4階会議室

社団法人 広島県薬剤師会

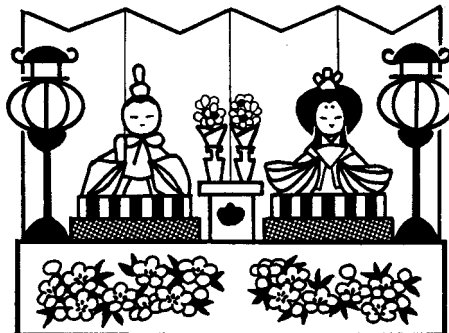
第35回広島県薬剤師会通常総会開催(予告)

標記の会議を次のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

日 時：平成18年5月27日（土）午後2時
場 所：広島県薬剤師会館 4階会議室

社団法人 広島県薬剤師会



書籍等の紹介

「薬価・点数早見表」平成18年4月版

発行：中和印刷株式会社
判型：A5版
価格：定価 3,780円
 会員価格 2,000円
送料：1部 500円

「薬価基準点数早見表」平成18年4月版

発行：株式会社じほう
判型：A5版
価格：定価 3,780円
 会員価格 1,950円
送料：1部 500円

「社会保険薬価基準」平成18年4月版

発行：株式会社薬事日報社
判型：A4版
価格：定価 2,800円
 会員価格 1,400円
送料：1部 380円

「今日の治療薬 2006年版」

発行：株式会社南江堂
判型：B6判 1,312頁
価格：定価 4,830円
 会員価格 4,350円
送料：1部 525円

「錠剤・カプセル剤粉砕ハンドブック 第4版」

監修：佐川 賢一（東京女子医科大学病院
 薬剤部長）

 矢後 和夫（北里大学病院薬剤部長）

発行：株式会社じほう
判型：B6判 481頁
価格：定価 4,200円
 会員価格 3,780円
送料：1部 500円

「治療薬マニュアル2006」

発行：株式会社医学書院
判型：『書籍版』B6判 2,304頁
価格：（1）書籍版のみ、またはCD-ROM
 版のみの場合
 定価 5,250円
 会員価格 4,875円
 （2）書籍版とCD-ROM版のセット
 の場合
 定価 10,500円
 会員価格 9,500円
送料：1部 420円

「保険薬事典 平成18年4月版」

編集：薬業研究会
発行：株式会社じほう
判型：B6判 頁数未定
価格：定価 4,620円
 会員価格 4,160円
送料：1部 210円

価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名(出版社名)・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL(082)246-4317 FAX(082)249-4589

担当：吉田 E-mail: yoshida@ or.jp

編集後記



2006

過ぐる風が、注ぐ光が変わってきた。柔らかくなってきたのだ。しんと降り、平野にまで積雪をもたらした雪も、この所静かな、そして細い簾の雨になってきた。この冬は厳しかった!! ある種の人間の無関心さと甘えに警鐘を鳴らしたのだろうか? 自然の営みに呼応しつつ、ボツボツといこうかな...

“水仙の畑に居眠るオシャレ猫”

<K.H>

今や日本全国いやしブーム。アロマ、温泉、マッサージ...。巷にあふれるいやしグッズは数々あるが、私のいやしは愛犬との一時。仕事を終えての帰宅時に、ちぎれんばかりにしっぽを振って出迎えてくれる。我家で、私の帰りを心待ちにしている唯一の存在だ。

<N>

例年になく雪の多い今年ですが、これも温暖化と多いに関連があるとか。海水温が高いのでそれだけ水蒸気として気化する量が多いのが関わっていると聞きました。春が待ち遠しいこの頃です。

<水無月>

ある日「年金の振込みは銀行へ」と電話がかかりました。いつもどうり主人にだと思ったら私にとのこと。気分は40歳と勝手に思っているだけにちょっぴりショック!! 現実を突きつけられてしまいました。

<396>

このところの暖かさで会館の玄関の花が咲いています。ピンクでとてもかわいく毎年楽しんでますが、さて山茶花なのか寒椿なのかご存じの方いらっしゃいますか? それから中央通りの木蓮の蕾の成長具合も気になる、今日この頃です。

<510>

この2年間、報告やら提言などご協力を頂き、何とか無事勤めあげることができました。厚く御礼申し上げます。4月以降、新しい布陣で紙面作りが始まります。乞うご期待!

<唐辛子>

Kグループ最後の会誌となりました。この2年間ご苦労様でした。広報委員の皆様との会議は楽しくまた、勉強の場でもありました。会誌がもっともっと薬剤師会会員に読まれ、情報提供に役立つよう今後とも期待します。と、最後はまじめに締めてみました。

<by ライブドア株主>

雪の日は通勤がたいへんです。来年は暖冬になってほしいです。

<T?>

編集委員

平井紀美恵	勝谷 英夫	澁谷 雄三	菊一 瓊子
武林 孝枝	山岡 紀子	西本 隆志	星野 響
原田 修江	後藤 佳恵		

広島県薬剤師会会員証(会員カード)の有効期限は7年

会員カードはクレジット機能を持ち、有効期限が7年です。(保険料・年会費等は無料)



会員カードでWポイントがつかます

Wポイントカードに
 関するお問い合わせは (株)和多利広島営業所 ☎082-832-2606 E-mail wpoint-e@fine.ocn.ne.jp
 広島リビング新聞社グループ ☎082-242-1474
 (株)中国総合研究所 E-mail csk@mb.kcom.ne.jp

Wポイントカードホームページ <http://www.wpoint.co.jp>

広島県Wポイントカード加盟店

平成18年1月1日現在

店舗名	ポイント	店舗名	ポイント	店舗名	ポイント	
宮内串戸商店街			星ビルB1F	メディカルフィットネス	2	
ジョイ薬局	1	化粧品				
第一ドライ 串戸店	1	アリモト 本店	3	福助タクシー 本社営業所	1	
廿日市交通	1	リビング事業社 ゲル&ゲル	1	福助タクシー 古市営業所	1	
横川商店街			に際しWポイント金券を使用することができません。Wポイントカードは使用できません。			
ゴッドバーガー	1	生活日用品				
茶房 パーヴェニュー	1	カギのひゃくとう番	5	飲食店・レストラン		
トイズ&ホビー むらかみ	1	サカイ引越センター	13	一竜 広島店	1	
はきもの 武本	1	車両代・人件費に対して100円につき2ポイント付与されます。金券のご利用は出来ません。			一心太助 アルパーク店	2
横川 ちから	1	レンタル			一心太助 胡町店	2
衣料品			RCC文化センター 貸会議室	11	一心太助 福山店	2
OUT-DOOR'S 船越店	2	リースキン 家庭用事業部 広島支店	2	一心太助 袋町店	2	
S1904	2	リースキン 家庭用事業部 広島北営業所	2	一心太助 横川店	2	
キャン・ドウ 可部店	3	リースキン 家庭用事業部 広島西営業所	2	一心太助 横川店	2	
キャン・ドウ 廿日市店	3	リースキン 家庭用事業部 広島東営業所	2	困炉り茶屋 やまぼうし	1	
キャン・ドウ ロフト	3	リースキン 家庭用事業部 広島東営業所	2	魚舞亭	2	
COOL INN. 大町店	2	500円につき1ポイントです。		お好み焼・鉄板焼 DenDen	5	
COOL INN. 呉ポポロ店	2	くすり・ドラッグ			カフェ ダヴィンチ	2
COOL INN. サンモール店	2	くるみ薬局 矢野店	1	釜飯酔心 本店	2	
COOL INN. フジグラン広島店	2	康仁薬局 八幡東店	1	釜飯酔心 アルパーク店	2	
studio LOHAS	2	フラワーショップ			釜飯酔心 五日市店	2
住吉屋 観音店	2	桜井花店 本店	1	釜飯酔心 新幹線店	2	
住吉屋 呉店	2	家具・寝具			釜飯酔心 流川店	2
住吉屋 高陽店	2	井口家具百貨店	1	釜飯酔心 毘沙門店	2	
住吉屋 西条店	2	交通			寿司道場酔心 支店	2
住吉屋 船越店	2	八本松タクシー	1	惣菜酔心 アッゼ店	2	
住吉屋 的場店	2	広島第一交通(株) (第一)	1	惣菜酔心 立町店	2	
住吉屋 三次店	2	広島第一交通(株) (平和)	1	京もみじ	2	
スーパーマーケット			広島電鉄 金券取扱窓口		くれない	1
マダムジョイ アルパーク店 直営食品売場	1	広島電鉄 安佐出張所	2	芸州 本店	2	
マダムジョイ 江波店 直営食品売場	1	広島電鉄 アルパーク案内所	2	芸州 胡店	2	
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場	1	広島電鉄 五日市駅	2	ごはんや	2	
マダムジョイ 千田店 直営食品売場	1	広島電鉄 熊野出張所	2	ごはんや 広島空港店	2	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場	1	広島電鉄 西広島定期券売場	2	さざん亭 三次店	2	
マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	1	広島電鉄 沼田営業課	2	瀬戸田すいぐん丸	2	
和・洋菓子			広島電鉄 廿日市駅	2	ちから 本店	2
にしき堂 本店	1	広島電鉄 広島北営業課	2	ちから 旭町店	2	
にしき堂 中筋店	1	広島電鉄 広島南営業課	2	ちから 五日市店	2	
広島ポエム	1	広島電鉄 吉田出張所	2	ちから 井口店	2	
パパ・ドゥ	1	広島電鉄 楽々園駅	2	ちから 牛田店	2	
美容・理容・健康			広島電鉄 楽々園営業課	2	ちから 宇品店	2
英国式足健康法 リフレックス	2			ちから 尾長店	2	
髪処 ふくろう	2			ちから 海田店	2	
				ちから 上八丁堀店	2	
				ちから 観音店	2	
				ちから 祇園店	2	
				ちから 京口通店	2	

ちから 呉駅店	2	娯楽・レジャー		TSUTAYA 安芸府中店	2
ちから 己斐店	2	銀河(えひめでいあ)	2	各売場によりポイント数が異なります。	
ちから 高陽店	2	平田観光農園	1		
ちから そごう店	2	ヒロデンポウル	1	印鑑・名刺・八ガキ	
ちから タカノ橋店	2	ポウル国際	1	横田印房	10
ちから 出汐店	2				
ちから 十日市店	2	W E B		自 転 車	
ちから 中の棚店	2	Heart Leap Up HIROSHIMA	17	サイクルショップカナガキ 横川本店	1
ちから 西原店	2	HPにて会員登録で100ポイント、メ		サイクルショップカナガキ 五日市店	1
ちから 八丁堀店	2	ールマガジンの受信ごとに1ポイント、メ		サイクルショップカナガキ 上安店	1
ちから 光町店	2	ールマガジンのアンケートに回答すると		サイクルショップカナガキ 己斐店	1
ちから 広島駅店	2	30ポイント以上(各号によって異なります)		サイクルショップカナガキ 東雲店	1
ちから 福屋駅前店	2			サイクルショップカナガキ 戸坂店	1
ちから 府中店	2				
ちから 舟入店	2	カルチャー・教育		ガソリンスタンド	
ちから 船越店	2	星ビル3F ベビーワールド	2	大野石油店 旭橋SS	1
ちから 戸坂店	2	リビング事業社 リビングコミュニティカレッジ	1	大野石油店 五日市インターSS	1
ちから 堀川店	2	RCC文化センター	1	大野石油店 井口SS	1
ちから 本浦店	2			大野石油店 牛田大橋SS	1
ちから 本通4丁目店	2	趣味・雑貨		大野石油店 観音SS	1
ちから 的場店	2	インテリア ミズグチ	2	大野石油店 熊野団地SS	1
ちから 皆実町店	2	えひめでいあ	2	大野石油店 呉SS	1
ちから 向洋店	2	売店 さざなみ	1	大野石油店 高陽町SS	1
ちから 八木店	2	ピカソ画房 本店	1	大野石油店 西条インターSS	1
ちから 矢野店	2	星ビル4F アンティークドール	2	大野石油店 東雲SS	1
ちから 矢野西店	2	星ビル2F 知育玩具とオルゴール	2	大野石油店 商工センターSS	1
ちから 楽々園店	2	HOBBY TOWN 広島店	2	大野石油店 造幣局前SS	1
豆匠 広島本店	2	HOBBY TOWN 福山店	2	大野石油店 高取SS	1
豆匠 福山店	2			大野石油店 高屋ニュータウンSS	1
とく 福山イトーヨーカドー店	2	旅行・観光		大野石油店 出島SS	1
とく 堀川店	2	ジャパンツウリスト	14	大野石油店 西白島SS	1
徳川 総本店	2	広島三次ワイナリー ワイン物産館	1	大野石油店 廿日市インターSS	1
徳川 五日市店	2	広電宮島ガーデン	1	大野石油店 八丁堀SS	1
徳川 海田店	2	現金払いは100円につき1ポイント。		大野石油店 東広島SS	1
徳川 呉中通り店	2	ジャパンツウリストカード払いは100		大野石油店 広島東インターSS	1
徳川 高陽店	2	円につき1.5ポイントが付きま		大野石油店 緑井SS	1
徳川 西条プラザ店	2			大野石油店 皆実町SS	1
徳川 サンリブ可部店	2	ホ テ ル		大野石油店 横川SS	1
徳川 廿日市店	2	温井スプリングス	2	山陽礦油 相生橋SS	1
徳川 毘沙門台店	2	ホテルニューヒロデン	12	山陽礦油 大州SS	1
徳川 広島店	2	クレジットの支払いにはポイントは付		山陽礦油 かめ山SS	1
徳川 福山東深津店	2	与されません。現金支払い時のみ100		山陽石油 蔵王インターSS	1
徳川 戸坂店	2	円につき2ポイントが付きま		山陽石油 住吉町SS	1
徳川 ベスト電器広島本店	2			山陽石油 多治米町SS	1
徳川 南観音店	2	ゴルフ用品		山陽石油 深津SS	1
徳川 南区民センター店	2	ゴルフバリュー 船越店	2	山陽石油 南本庄SS	1
徳川 三原店	2	ゴルフバリュー 本通店	2	山陽石油 水呑町SS	1
徳川 安古市店	2	ダイナマイト 吉島店	2		
トラバドール	2			バイクショップ	
東風	2	スポーツ用品店		AUTO GARAGE うえるかむ	9
のん太館 パセーラ店	2	体育社 本店	1	車体の購入・保険料にはポイントは付	
パー・エトワール	2	体育社 呉店	1	与されません。	
ビーフの館 ジュジュ苑	2	体育社 東広島店	1		
広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン	1			自動車整備・販売	
広島三次ワイナリー パーベキューガーデン	1	ゴルフ場・ゴルフ練習場		車検の速太郎	10
フィレンツェ	2	グリーンパースヒロデン	1	車検の速太郎 カーケアプラザ	10
フルーツレストラン まるめる	1			ベストカーヤマナカ	10
ブルコギ亭	2	カメラ・DPE・写真スタジオ		100円につき1ポイント。ただし、法	
プロント	2	カメラのアート写夢 本店	1	定費用・保険料にはポイントは付与さ	
プロント 広島胡町店	2	カメラのアート写夢 スタジオハッピーゆめタウン大竹店	1	れません。	
平和工房	2	カメラのアート写夢 高取店	1		
星ビル5F オルゴールティーサロン	2	カメラのアート写夢 油見店	1		
三井カードホテル広島25F コフレール	2	カメラのアート写夢 ゆめタウン大竹店	1		
ル・トランブル	2				
レストラン・アザレア	2	ビデオ・CD・文具			
レストラン・フラワー	2	総商さとう 本店	4		
レストラン 味蔵	1	総商さとう ウィー東城店	4		

指 定 店 一 覧

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	㈱入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	㈱呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	㈱広島全日空ホテル	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル㈱	オートローン3.6%、リフォームローン3.9% 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	㈱河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	㈱サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、 祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト㈱	機械警備10,000円/月～、ホームセキュリティ4,000円/月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	㈱全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	㈱北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、 祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
事務機器	㈱ふるがいち	割引率は商品で異なる。 文具事務用品30%引		毎週水曜日	広島市南区松川町1-18	(082)262-0191
時計・宝石・メガネ・カメラ	㈱ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	㈱下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット㈱ DUO南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車部品	㈱モンテカルロ (店舗名) 吉島店・安古市店 五日市店・可部店 高陽店 府中店・三次店 呉店・西条店 蔵王店・駅家店 尾道東店・三原店	専用カード(GOLDカード申込者のみ) モンテカルロ各店にて、通常価格より10%引き、エンジンオイル等交換工賃無料、8項目点検無料、車検・鉸金・アウトレット割引有、ポイント有100円で1ポイント、従来のコーポレートカードは廃止になります。	10:00～ 19:00・20:00 閉店時間は曜日により変更となります。	年中無休	本社 広島市西区商工センター4-8-1	本社 (082)501-3447
車	㈱オートショップ ヤスタ	車検・板金・塗装20%引	10:00～20:00		呉市中央5-8-25	(0823)24-1345
書籍	㈱フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	㈱紀伊国屋書店 広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F	(082)225-3232
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	㈱平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店) 年中無休9:30～19:00	日お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
進物	㈱進物の大進	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院長束会館	祭壇金額定価2割引、葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(有)玉屋	葬儀・花輪20%引、生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
紳士服・洋品他 複写機・ファックス	㈱エクセル本社	店頭表示価格(売出品含む)から3%引		毎週土・日曜日、祝祭日	広島市西区商工センター2-3-1	(082)279-5511
	ミノルタ販売(株)	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25(ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	㈱三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	㈱JTB広島支店 (JTB紙屋町シャ レオ店・JTB広島 駅前支店)	ルックJTB3%引(ルックJTBスリムを除く)、エースJTB3%引 本人とその家族対象		日祭休	広島市中区紙屋町2-2-2	(082)542-5020
	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉 営業所・三次営業 所・福山営業所	本人のみ 現金のみメーブル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	㈱日本旅行 広島支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区基町13-7 朝日ビル2F	(082)222-7002
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	㈱デオデオ商事	デオデオ店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508

ご利用の際は、広島県薬剤師会**会員証**をご提示下さい。

入会申込書は県薬事務局にあります

カードの作成は無料です



保険薬局ニュース

平成18年3月1日
広島県薬剤師会保険薬局部会
Vol.14 No.2 (No.72)

市町村合併に伴う国民健康保険の保険者番号及び老人保健の 市町村番号の変更に係る会員への広報について（依頼）

平成17年9月28日

広島県医師会長 様
広島県歯科医師会長 様
広島県薬剤師会長 様
広島県柔道接骨師会長 様

広島県福祉保健部長
(国保医療室)

保険医療行政の推進については、日ごろから格別の御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。
この度、市町村合併により、国民健康保険の保険者番号及び老人保健の市町村番号を次のとおり変更
します。

については、変更内容を会員へ広報していただき、今後の取扱いに御注意いただきますよう、御協力
をお願いします。

福山市（合併期日 平成18年3月1日）

変 更 前					変 更 後				
福 山 市	国 保	34	008	3	福 山 市	国 保	34	008	3
	老人保健	34	008	2		老人保健	34	008	2
神 辺 町	国 保	34	086	9	福 山 市	国 保	34	086	9
	老人保健	34	086	8		老人保健	34	086	8

担当 国保指導グループ（是平）
老人医療グループ（西川）
電話（082）513-3212、513-3214

市町村合併による実施機関の変更について（通知）

平成18年2月9日

広島県薬剤師会長 様

広島県福祉保健部長
(福祉指導室)

平素より生活保護業務の運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、深安郡神辺町が平成18年3月1日付けで福山市と合併し、また、山県郡安芸太田町、同郡北広島町、世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町の各町において平成18年4月1日付けで福祉事務所設置される予定です。

つきましては、それに伴いまして生活保護の実施機関が次のとおり変更になりますので会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

1 変更の概要

該当市町村		現行の実施機関 (公費負担者番号)	変更後の実施機関 (公費負担者番号)	実施機関変更年月日
郡	町村名			
深安郡	神辺町	県福山地域事務所 (12340071)	福山市福祉事務所 (12344016)	平成18年3月1日
山県郡	安芸太田町	県芸北地域事務所 (12340048)	安芸太田町福祉事務所 (12343315)	平成18年4月1日
	北広島町		北広島町福祉事務所 (12343414)	
世羅郡	世羅町	県尾三地域事務所 (12340063)	世羅町福祉事務所 (12343513)	
神石郡	神石高原町	県福山地域事務所 (12340071)	神石高原町福祉事務所 (12343612)	

2 注意していただく事項

生活保護受給者の医療券、調剤券、介護券は、合併期日を境に各々の実施機関が発行いたしますが、公費負担者番号が変わりますので、医療券等にある公費負担者番号を確認してレセプトに御記入くださるようお願いいたします。

担当：生活保護グループ（南田）
電話：082-513-3148（ダイヤルイン）
FAX：082-223-3572

障害者自立支援法（自立支援医療関係）について（依頼）

平成18年2月6日

広島県薬剤師会長様

広島県福祉保健部長

県の福祉保健行政については日頃から御協力をいただきお礼を申し上げます。

平成17年11月7日に障害者自立支援法が公布され、現行の精神通院公費負担、更生医療、育成医療は平成18年4月1日から自立支援医療として再編成されることとなりました。

この再編成により、利用者負担の仕組みの共通化等がされます。ついては、自立支援医療について別紙のとおり資料を作成しましたので、貴会員にも周知していただくため会報等への掲載について御配慮をお願いします。

連絡先	
精神通院公費：精神保健福祉グループ	濱中（内線3069）
更生医療：身体障害グループ	林（内線3156）
育成医療：母子保健グループ	木村（内線3078）
電 話	： 0 8 2 - 2 2 8 - 2 1 1 1（代表）

別紙

平成18年4月から自立支援医療が始まります

広島県福祉保健部

新制度への移行

現行の精神通院医療、更生医療及び育成医療は平成18年4月1日から自立支援医療として再編成され、**現行制度で支給認定を受けている方（有効期間が平成18年4月1日以降）の移行手続きや自己負担上限額の管理などが必要**となります。

新制度では原則、医療費の1割が自己負担となります。但し次の表のとおり、世帯の所得や障害の状態に応じて自己負担額に上限が設定される負担軽減の仕組みがあります。（入院時食事標準負担額は自己負担となります。）

← 一定所得以下		中間所得層		→ 一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 本人収入 80万円	市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万円	市町村民税 < 2万円 (所得割)	市町村民税 < 20万円 (所得割)	20万円以上 市町村民税 (所得割)
負担 0 円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	1割負担（医療保険の自己負担限度額）		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 10,000円	負担上限額 40,200円	
			重 度 か つ 継 続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

「重度かつ継続」の範囲については次のとおりです。

- 疾病・症状等から対象となる方
 - ・更生・育成医療…腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害の方
 - ・精神通院医療…統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
 - 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
 - 医療保険の多数該当の方
- 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直されることになっています。

手続（問合せ）窓口

精神通院医療…各市区町担当（県立総合精神保健福祉センター又は広島市精神保健福祉センター）

更生医療 …各市区町担当

育成医療 …県保健所（分室）、広島市各保健センター、福山市保健所、呉市保健所

自己負担額の徴収について

平成18年4月1日以降は薬局でも医療費の1割（10円未満は四捨五入）を自己負担額として徴収することになります。但し負担軽減として、自己負担額に上限が設定されている方は、上限額に達するまで医療費の1割負担となりますので、窓口で上限額管理票へ徴収した金額を記載・押印してください。

自己負担額に上限が設定されている受給者の方へは、自立支援医療を受ける際には受給者証とともに上限額管理票を病院等の窓口へ提示するよう各医療の実施主体から周知しています。

「自立支援医療」と他の「福祉医療制度」（重度心身障害者医療費助成制度等の保険適用医療費と保険給付額の差額を公費請求する制度）を併用する場合

- ・自立支援医療の自己負担相当額は他の「福祉医療制度」へ請求します。
- ・自立支援医療の自己負担額に上限が設定されているときは、自己負担上限額管理票へ自立支援医療の自己負担相当額を記載し、その額を他の「福祉医療制度」へ請求します。

自己負担上限額管理票の見本は次のとおりです。

18年4月分自己負担上限額管理票				
受診者	広島 太郎	受給者番号	甲654321	
		月額自己負担上限額	5,000 円	
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。				
日付	医療機関名	確認印		
5月3日	訪問看護事業者	印		
日付	医療機関名	自己負担額	月間自己負担額 累積額	自己負担額 徴収印
4月2日	病院	2,000	2,000	印
4月3日	薬局	1,000	3,000	印
5月3日	訪問看護事業者	2,000	5,000	印
月日				
月日				

他の「福祉医療制度」の併用がない場合

- ・上限額の5,000円に達するまで医療費の1割を徴収します。
- ・窓口で自己負担額を徴収する都度「自己負担額徴収印」欄に押印します。

他の「福祉医療制度」と併用する場合

- ・自立支援医療の自己負担上限額まで医療費の1割を他の「福祉医療制度」へ請求します。
- ・この場合は、「自己負担額徴収印」欄には押印せず、「自己負担額」欄に金額を記載し確認印を押してください。

自己負担額を徴収した月日を記入します。徴収が翌月でも自立支援医療を提供した月の管理票へ徴収した月日と金額を記載してください。

受診者が持参した受給者証に記載されている病院、診療所、薬局、訪問看護事業者以外では、自立支援医療を適用することはできません。

自立支援医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業者）の指定について

平成18年4月1日時点で更生（育成）医療機関の指定を受けている又は精神通院医療を担当している病院、診療所、薬局及び訪問看護事業者は手続不要で（同日付けで）障害者自立支援法により指定があったものとみなされます。（みなし指定）

みなし指定のための手続きは特に必要ありませんが、平成18年4月1日から1年以内であって厚生労働省令で定める期間内（平成19年3月31日までになる予定）に更新の申請を行わなければ、指定の効力を失います。

平成18年4月1日以降、新たに更生（育成）医療や精神通院医療を担当する場合は、医療の種類ごとに指定を受ける必要があります。

更新の申請については、新たな指定基準等が厚生労働省から示され次第、別途お知らせします。

現時点で厚生労働省から示されているのは次の指定基準（案）です。

【更生医療（育成医療）】

基本的に、現行の指定更生医療機関（＝指定育成医療機関）の指定基準を引き継いだ内容とする方向

【精神通院医療】

- ・病院・診療所

当該医療機関に、「精神医療に関して3年以上」の実務経験を有する医師が勤務していること。

* 「精神通院医療」はてんかんを含む。（てんかんのみでも可。）

希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

平成17年12月13日 薬食審査発第1213001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(16薬)第171号	タクロリムス水和物	抗アレルギー剤効果不十分の 春季カタル	千寿製薬株式会社

平成18年2月10日 薬食審査発第0210001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(16薬)第181号	アルグルコシダーゼアルファ(遺伝子組換え)	糖尿病 型	ジェンザイム・ ジャパン株式会社

希少疾病用医薬品の指定取消しについて

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定が取消されたので通知する。

平成18年2月3日 薬食審査発第0203001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(15薬)第137号	レボカルニチン	血液透析患者における エリスロポエチン抵抗性腎性貧血	味の素株式会社

「藤井もとゆき薬剤師後援会」名簿の1次募集について(お願い)

幹事長 松下 憲明

平素は、本連盟並びに藤井もとゆき薬剤師後援会活動に、種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成13年7月に執行されました参議院議員選挙では、各会員(薬局・薬剤師、医療関係従事者等)の皆様丸のもと、藤井もとゆき氏を国会の場に送り出すことができましたが、その次の参議院選挙では、健闘及ばず残念な結果となってしまいました。(次回の参議院議員選挙は、平成19年7月執行の予定です。)

残す期間1年余り、後援会名簿の充実をはかるとともに、確かなものにするためには、この1次募集(会員・その家族)は『最重要名簿』であることをご理解いただきたく存じます。

つきましては、各支部より配付されました「藤井もとゆき薬剤師後援会」入会用紙を、本連盟にて取り纏めをいたしますので、所属支部までご提出を切にお願いいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

『個人情報』の取扱について

「個人情報保護法」では、報道目的・学術研究目的・宗教や政治活動の目的にあるものに関しては、この法律を適用しないとあります。

入会名簿は、『藤井もとゆき薬剤師後援会活動』のみの使用目的とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お年寄りに夢を! 若者に安心を!



エイジフリー、バリアフリー、
ドラッグフリー(処方薬のない社会)を目指します。

日本は、100歳以上の高齢者が2万人を超える世界一の長寿国です。また、IT化、グローバル化が進み、社会はとどろいて変わっています。そんな時代も、年を取っても健康で暮らすことができ、安心して子供を育て、若者が大きな夢を描くことの出来る社会を作らなければなりません。そのため、社会保障制度、教育制度等をもっとしっかりしたものに作りかえる必要があります。私は、その実現を目指してがんばります。



安心・安全・健康社会づくり宣言!!

- ① 安全で優れた医薬品開発に、薬剤師協力をフルに発揮できる環境を作ります。
- ② 医薬品の適正使用に資するため、医薬品身体力増進を目指します。
- ③ 薬剤・薬物が薬剤師のセルフメディケーション推進に貢献できるよう、経営基盤の強化を推進します。
- ④ 国民誰もが健康品類を享受できるよう、安心な医療・医療保険制度、公的年金制度の確立に貢献します。
- ⑤ 薬物乱用を防止し、未来を定義する若少年の健全な育成に努めます。

藤井もとゆき
中央後援会規約(抜粋)

- 第1条 本会は「藤井もとゆき中央後援会」として、法定親善団体の地位を以て設立し、公益活動とする。
- 第2条 本会は、薬師会と中央後援会(後援者)と、その間の連絡の円滑化を図る。
- 第3条 本会は、薬師会、後援会、その両方を代表するものとして、必要の業務を行う。
- 第4条 本会は、中央後援会(後援者)と、連絡を図り、業務を行う。
- 第5条 本会の会費は、本会の運営に充てられ、専らその目的のために用いられる。
- 第6条 本会は、その目的達成のために、必要に応じて、活動を行う。



国会活動報告2006 その2

参議院議員 藤井 基之

1月末、東京は、大雪に見舞われましたが、立春を過ぎて、気温10度を越える日もあり、春が近づきつつあるのかなと感じます。

梅一輪 一輪ほどの 暖かさ (服部嵐雪)

東京では、まさに実感です。しかし、東北、日本海側はまだまだ雪の季節が続いているようです。雪国は美しいですが、同時に厳しいものですね。

2月10日、トリノ冬季オリンピックが始まっていますが、フィギュアスケートなど、日本選手の活躍を期待しましょう。

第164通常国会は1月20日に召集されました。今年は、昨年から続くマンションなどの耐震構造偽装事件に加え、米国産牛肉問題、そしてライブドア事件、防衛施設庁の談合事件等が相次いで起こり、国会冒頭から野党からはこれらの問題の質疑が続きました。

そんな中、国会は、まず1月、補正予算案を成立させ、衆議院では本番の平成18年度予算審議に入っています。

さて、昨年、厚生労働大臣政務官を無事努め終え、ほっとしたのも束の間、この国会から、党の国会対策委員会副委員長を命じられました。国対の仕事は、国会の議事運営が円滑に進行するよう、党内や野党各党などと調整、協議すること。ほとんど連日、国対、国対正副会長会等が開かれます。自分の専門分野だけでなく、参議院全体にわたって気を配っていなければなりませんから、気が抜けません。大変多忙な仕事を命じられたものだとつくづく感じています。

また、参議院の仕事としては、これまで厚生労働委員会委員を続けることに加え、予算委員会理事、憲法調査会委員、北朝鮮の拉致問題に関する特命委員会委員に指名されています。今国民の大きな関心を集めている委員会での仕事が増えたわけで、この国会は、一段と忙しくなりそうです。

健康保険法等の改正

さて、この通常国会は、どうやら「医療制度改革国会」となりそうです。ご承知のように、昨年末、政府・与党医療協議会が、「医療制度改革大綱」を発表し、また、厚生労働省の社会保障審議会医療部会が「医療提供体制について」という意見書をまとめました。

これらの大綱、意見書に基づいて、健康保険法、医療法等の改正案が策定され、2月10日、国会に法案が提出されました。

まず、「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、大綱で取り上げている3つの柱、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合、を中心とし、健康保険法、老人保健法、国民健康保険法、社会保険医療協議会法、介護保険法等を一括改正する法案となっています。

(新しい高齢者医療制度の創設)

注目された「新しい高齢者医療制度」の創設は、現行の老人保健法を全面改正する形で創設されることとなっています。

まず、老人保健法という法律名を、「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、同法の目的を次のように定めています。

(改正案)

第1条

この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための

計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行なうために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

このように目的条項では、医療費適正化計画、保険者による健康診査の実施、前期高齢者の費用についての保険者間の負担の調整、後期高齢者に対する医療の給付、の4つが挙げられています。主な改正内容をみてみましょう。

(医療費適正化計画)

まず、医療費適正化を計画的に進めるため、厚生労働大臣は「医療費適正化基本方針」を定め、また、5年ごとに「全国医療費適正化計画」を定めることとしています。そしてこの国の適正化計画に基づいて、都道府県は、「都道府県医療費適正化計画」を定めることとされています。

全国医療費適正化計画には、次のようなことを定めることとされています。

- 国民の健康保持の推進のための施策と達成すべき目標
- 医療の効率的な提供のための施策と達成すべき目標
- 計画期間における医療費の見通し
- 目標達成状況の評価

また、都道府県医療費適正化計画では、次のような事項を定めることとされています。

- 住民の健康保持の推進に関する施策と達成すべき目標
- 医療費の適正化の推進に関する施策と達成すべき目標
- 計画期間における医療費の見通し
- 目標達成状況の評価

つまり国民の健康保持のため、例えば、生活習慣病予防のための事業を、5年を1期として国や都道府県が策定し、その対策によって糖尿病の患者の発症をどの程度抑えるか、それによって医療費をどの程度適正するか、目標値を定めて推進する。計画終了後、その成果を評価し、対策の見直しを行なうという考え方です。経済財政諮問会議などが、経済成長率の範囲に医療費の伸び率を抑えて行くべきという考え方であったのに対し、改正案は、国民の健康保持のための施策を推進することによって医療費を適正化する、という考え方となっています。

(保険者による健康診査の実施と保健指導)

まず、厚生労働大臣は、糖尿病その他政令で定める生活習慣病の健康診査（特定健康診査）の実施方針、及び健康診査の結果、必要と認められる者に対する保健指導の実施の基本方針を定める。これに基づいて保険者が特定健康診査実施計画を定めて実施する、というものです。40歳以上の加入者が、この特定健康診査の対象者とされています。

(後期高齢者医療制度)

次に、後期高齢者に対する医療の給付、つまり新しい高齢者医療制度です。対象者は、75才以上の後期高齢者、及び老人保健法と同様、65歳以上74歳未満の寝たきり等の者も含まれることとなっています。保険者は、後期高齢者が居住する都道府県の全市町村が加入した広域連合、とされています。

財源は、国が2分の1を負担、また後期高齢者から保険料を徴収することとし、全体の10分の1、残りは、健保、国保からの支援金、そして患者自己負担です。その患者自己負担はかかった医療費の1割とされ、ただし、現役と同程度の所得のある人は3割とされています。

一方、65歳～74歳未満の高齢者（前期高齢者）は、65歳に入る前に加入していた健康保険にそのまま継続することになっています。これまで通常サラリーマンは、退社後、退職者医療制度に入り、その後

国保に加入し、老人保健の適用を受けることとされていましたが、退職者医療制度は廃止（ただし平成26年度までに65歳未満のものには65歳になるまで存続）することとされています。

この新しい制度は、平成20年4月実施予定となっています。

（政管健保から全国健康保険協会管掌健康保険へ）

これまで、中小規企業については、国が財源の半分を負担し、保険者となってその運営を管掌する「政府管掌保険」がありました。今回の健康保険法改正で、この政管健保に替わって、全国健康保険協会という公法人を新設し、健康保険に加入していない被用者を対象として、協会が保険者となって医療給付などの事業を行う、「全国健康保険協会管掌健康保険」が創設されることになっています。協会は、東京に本部を置き、各都道府県に支部が置かれます。

そして、その財政運営は都道府県ごとに行い、保険料率も都道府県ごとに、財政状況等勘案して定めることとされています。

（中医協の構成の見直し）

また、社会保険医療協議会法の一部改正では、中央社会保険医療協議会の構成が変更されることとなっています。これまで、事業者（保険者）側、診療（医科、歯科、調剤）側がそれぞれ8人、公益（有識者）側4人という構成でしたが、事業者7人、診療7人、公益6人とすることとされています。公益側は、支払側、診療側に対し、中立の立場（国民サイド）から医療費改定の調整を図るのが役割であり、この改正はその公益側の力を強化することが目的です。

医療法等の改正

医療保険改革と並ぶ医療制度抜本改革のもう一つの柱である「医療提供体制の改革」についても、この通常国会に医療法等の一部改正案が提出されています。

改正案は「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」で、医療法その他、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、薬事法の改正案が含まれており、これらの法律を一括改正し、医療提供体制の改革を図ることとされています。

昨年、社会保障審議会医療部会がまとめた「医療提供体制に関する意見」で、「施設規制法である医療法を患者の視点を重視した医療法に変える」という趣旨のことが提言されていましたが、この意見にしたがい、医療法第1条の目的規定が改正されることとなっています。改正案をみてみましょう。

（現行医療法）

第1条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

（改正案）

第1条 この法律は、医療を提供する者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設間の機能分担及び業務の連携を進めるために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

現行法の第1条では、確かに病院、診療所、助産所の開設、管理、施設整備に関する法律であるとされていますが、下線を付した部分が追加されることとなっています。

この目的に添い、医療法及び関連法について次のような改正案が提出されています。

(地域の医療提供施設の連携)

改正案第1条の2第2項に次のように、記載されています。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受けるものの意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)医療を受けるものの居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

そして、医療連携を進めるために、病院、診療所は、患者が他の医療提供施設で診療や調剤を受けるときは、その患者の診療に関する情報や調剤に関する情報をその施設に提供すること、等を定めています。

今回の改正で、「医療提供施設」として薬局が位置づけられることとなっている(改正案第1条の2第2項)ことは、特筆すべきことです。医療法は、もともと病院、診療所、助産所に係る法律ですから、薬局とは縁遠い法律でした。医薬分業が60%に迫り、地域医療での薬局の役割が大きくなっていることから、地域医療の連携の輪に薬局が参加することは当然といえましょう。

(医療提供体制の基本方針及び医療計画)

厚生労働大臣は、医療提供体制の基本方針を定めることとされています。この基本方針では、医療提供施設の確保、医療従事者の確保、医療提供施設の相互連携などの基本方針が示されることとされています。

また、都道府県は基本方針に即して、地域の実情に応じて医療計画を定めることとなっています。医療計画では、生活習慣病等の治療・予防、救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、居宅・在宅医療、医療安全、特に必要な疾患に対する医療対策等を定めることになっています。

なお、在宅医療の推進対策の一環として、「薬剤師は薬局以外の場所で調剤してはならない」という薬剤師法の規定を改正し、患者の居宅で調剤の一部を認める改正を行なうこととなっています。

(医療に関する情報の提供)

地域の中で、患者がどの病院あるいは薬局に行ったらよいか選択するのに必要な情報を提供する仕組みをつくるのが、重要な改正事項となっています。

改正案では、まず、医療提供施設に対し、その施設に関する情報を都道府県に報告することが義務付けられています。都道府県は、その情報を地域住民に公開することとされ、また、医療提供施設自身も、それぞれの施設に関する情報を住民が閲覧できるようにするか、あるいはインターネット等を利用して、情報提供することが義務づけられることとされています。

なお、薬局については、薬事法によって、この情報の都道府県への報告、住民への情報開示の義務付けが行なわれることとされています。

健康保険等の改正、医療法等の改正はこの通常国会の重要法案です。特に、新しい高齢者医療法は、今後の高齢社会を支える中核となる法律です。新しい制度がどのような制度となるのか、厚生労働委員会で審議されることとなりますので、私もしっかりと法案を吟味し、審議に備えたいと思います。

夕べ吹かれているみんなふるさとの草 (秋山秋紅蓼)

あの感動をもう一度

第38回日本薬剤師会学術大会 in Hiroshima

平成17年10月9日(日)・10日(月・祝)



開会式「薬剤師綱領」唱和



大会運営委員長 前田泰則県薬会長の開会式挨拶



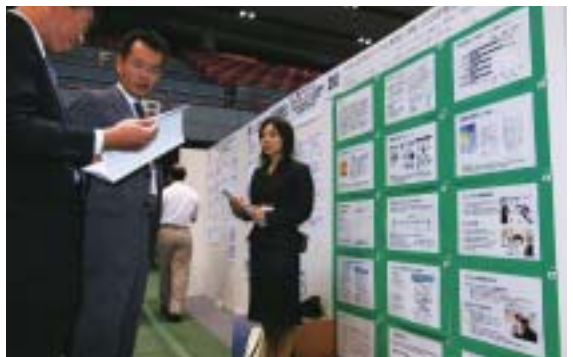
養老孟司東京大学名誉教授の開会式特別記念講演



懇親会受付



モニターに殺到の参加者



ポスター会場の様子



どれにしようかな？



神楽「八岐の大蛇」のクライマックス